

第10回 只見ユネスコエコパーク推進協議会

日時 令和2年2月27日(木)

午前10時～正午

場所 朝日振興センター

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 報告事項

- (1) 只見ユネスコエコパーク支援委員会からの答申(国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策)について
- (2) 日本ユネスコエコパークネットワーク(JBRN)の活動報告について
- (3) 只見ユネスコエコパークホームページのリニューアルについて
- (4) 只見ユネスコエコパークの推進のための行動計画書の中見直しについて
- (5) 滝調整池堆砂処理計画の確実な実施に伴う土砂置場の設置について
- (6) その他

4. 協議事項

- (1) 只見ユネスコエコパーク支援委員会からの答申(国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策)に対する今後の取扱いについて
- (2) 令和元年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員によるユネスコエコパークへの取り組みについて
- (3) 只見ユネスコエコパーク支援委員会委員の再任について
- (4) 魚族(在来魚)保護と生態系保全の為の外来魚(ブラックバス)駆除について
- (5) 日本有数のブナ林を活用した継続的な「うたごえ」活動と、集落・地域の活性化を目指す取り組みを通じて、只見の自然を内外に広く発信する取り組みについて
- (6) 大規模な環境変化をともなう開発行為、公共事業に関するBRとしての取り組みの提案について
- (7) その他

5. 承認事項

只見BRのロゴマーク使用申請について

6. その他

7. 閉会

-----< 資 料 >-----

- 資料 1 只見ユネスコエコパーク推進協議会会則
- 資料 2 只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員 出席者名簿
- 資料 3 配席図
- 資料 4 国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について (答申)
- 資料 5 国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策にかかる検討について
- 資料 6 令和元年度 日本ユネスコエコパークネットワーク大会 報告書
- 資料 7 日本ユネスコエコパークネットワーク 2019 大会プログラム
- 資料 8 日本ユネスコエコパークネットワーク令和元年度総会資料
- 資料 9 JBRN 運営ワーキンググループ会議 次第
- 資料 10 只見ユネスコエコパークホームページのリニューアルについて
- 資料 11 只見ユネスコエコパークの推進のための行動計画書 (中間見直し)
- 資料 12 報告事項について (電源開発株式会社東日本支店田子倉電力所)
- 資料 13 令和元年度只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員によるユネスコエコパークへの取り組みについて
- 資料 14 只見ユネスコエコパーク支援委員会委員の再任候補者名簿
- 資料 15 協議事項について (伊北地区非出資漁業協同組合)
- 資料 16 協議事項について (明和地区連絡協議会)
- 資料 17 大規模な環境変化をとまなう開発行為、公共事業に関する BR としての取り組みの提案について (日本 MAB 計画支援委員会)
- 資料 18 只見町の野生動植物を保護する条例
- 資料 19 令和元年度只見 BR ロゴマークの申請状況について

-----< メ モ >-----

只見ユネスコエコパーク推進協議会会則

(名称)

第一条 本会は「只見ユネスコエコパーク推進協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第二条 協議会は、只見ユネスコエコパーク(ユネスコMAB計画の生物圏保存地域)の目的である自然環境と人間社会の共生を実現するために関係機関、団体の連絡・調整、課題解決を目的とする。

(構成、組織)

第三条 協議会は前条に定める目的に賛同する只見ユネスコエコパークに関係する別表1に定める関係機関、団体(以下「構成員」という)により構成される自主的組織である。

(事業)

第四条 協議会は第二条に定める目的を達成するために、次の事業に関する連絡・調整、課題解決のための議論を行う。

- (1) 只見ユネスコエコパーク域内の自然環境、生物多様性の保護・保全に関すること。
- (2) 只見ユネスコエコパーク域内の自然環境や資源を持続可能な形で活用した地域の社会経済的な発展に関すること。
- (3) 前1号、2号のための学術調査研究、人材育成に関すること。
- (4) 只見ユネスコエコパークの情報発信に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(会長、副会長)

第五条 協議会には、会長を置くこととし、構成員の互選によるものとする。

- 2 会長は、協議会の運営と進行を総括する。
- 3 会長は、副会長を構成員の中から指名する。
- 4 会長に事故等があった場合には、副会長がその職務を代行する。
- 5 会長、副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(協議会)

第六条 協議会は、会長が招集し、開催するものとする。

- 2 協議会は、構成員が平等の立場で話し合う円卓方式とする。
- 3 協議会の只見ユネスコエコパークの管理・運営に関する決定は、原則、協議会構成員全員の合意によるものとする。
- 4 協議会の入会、脱会には、協議会の承認を必要とする。
- 5 協議会は、原則、公開とする。ただし、必要があるときは、非公開とすることができる。

(只見ユネスコエコパーク支援委員会)

第七条 協議会は、只見ユネスコエコパークの管理・運営に関し、助言や提言を受ける学識経験者などの委員から構成される只見ユネスコエコパーク支援委員会（以下「支援委員会」という）を設けることができる。

- 2 支援委員会の委員は、協議会が選任するものとする。
- 3 支援委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によるものとする。
- 4 支援委員会は、検討すべき課題に関し、複数の部会を設けることができる。
- 5 協議会は、支援委員会の助言や提言を尊重するように努める。
- 6 協議会の構成員は個別に実施する只見ユネスコエコパークに関連する事業に関して、支援委員会に支援を求めることができる。

(事務局)

第八条 推進協議会は只見町が主管し、その庶務を処理するため、事務局を只見町の担当課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第九条 推進協議会の運営に必要な経費は、只見町が負担する。

(補則)

第十条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年7月10日から施行する。

別表1 協議会の構成員

只見町

只見町教育委員会

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署

福島県南会津地方振興局

福島県南会津農林事務所

福島県南会津建設事務所

環境省東北地方環境事務所

檜枝岐村

電源開発株式会社東日本支店

株式会社東邦銀行只見支店

只見町商工会

JA会津よつば 只見支店

只見町森林組合

一般社団法人 只見町観光まちづくり協会

伊北地区非出資漁業協同組合

南会津西部非出資漁業協同組合

只見地区区長連絡会

朝日地区区長連絡会

明和地区区長連絡協議会

只見地区婦人会

朝日地区婦人会

明和地区婦人会

日本MAB計画支援委員会

公益財団法人 日本自然保護協会

第10回 只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員 出席者名簿

No.	役職	所属	役職等	出席者 (敬称略)
1	会長	只見町	町長	菅家 三雄
2		只見町教育委員会	次長	馬場 一義
3		関東森林管理局 会津森林管理署 南会津支署	支署長 小林森林事務所首席森林官	魚住 悠哉 栗城 武実
4	副会長	福島県南会津地方振興局	県民環境部長	佐瀬 昌之
5		福島県南会津農林事務所	地域農林企画課長	長嶺 一也
6		福島県南会津建設事務所	事業部長 主査	菅波 亨 高橋 俊幸
7		東北地方環境事務所	欠席	
8		檜枝岐村	観光課長	平野 勝
9		株式会社東邦銀行只見支店	欠席	
10		電源開発株式会社東日本支店	所長代理	三浦 高德
11		一般社団法人 只見町観光まちづくり協会	事務次長	角田 誠
12		只見町商工会	会長	目黒 長一郎
13		JA会津よつば 只見支店		平野 貴裕
14		只見町森林組合	代表理事組合長	山内 清示
15		伊北地区非出資漁業協同組合	代表理事 総務担当	目黒 芳雄 菅家 忠
16		南会津西部非出資漁業協同組合	理事	小沼 信孝
17	副会長	只見地区区長連絡会	会長	鈴木 厚
18		朝日地区区長連絡会	副会長	酒井 敏紀
19		明和地区区長連絡協議会	会長	飯塚 勇
20		只見地区婦人会	会長	新国 道子
21		朝日地区婦人会	欠席	
22		明和地区婦人会	副会長	馬場 智恵子
23		日本MAB計画支援委員会	欠席	
24		公益財団法人 日本自然保護協会	欠席	

事務局:

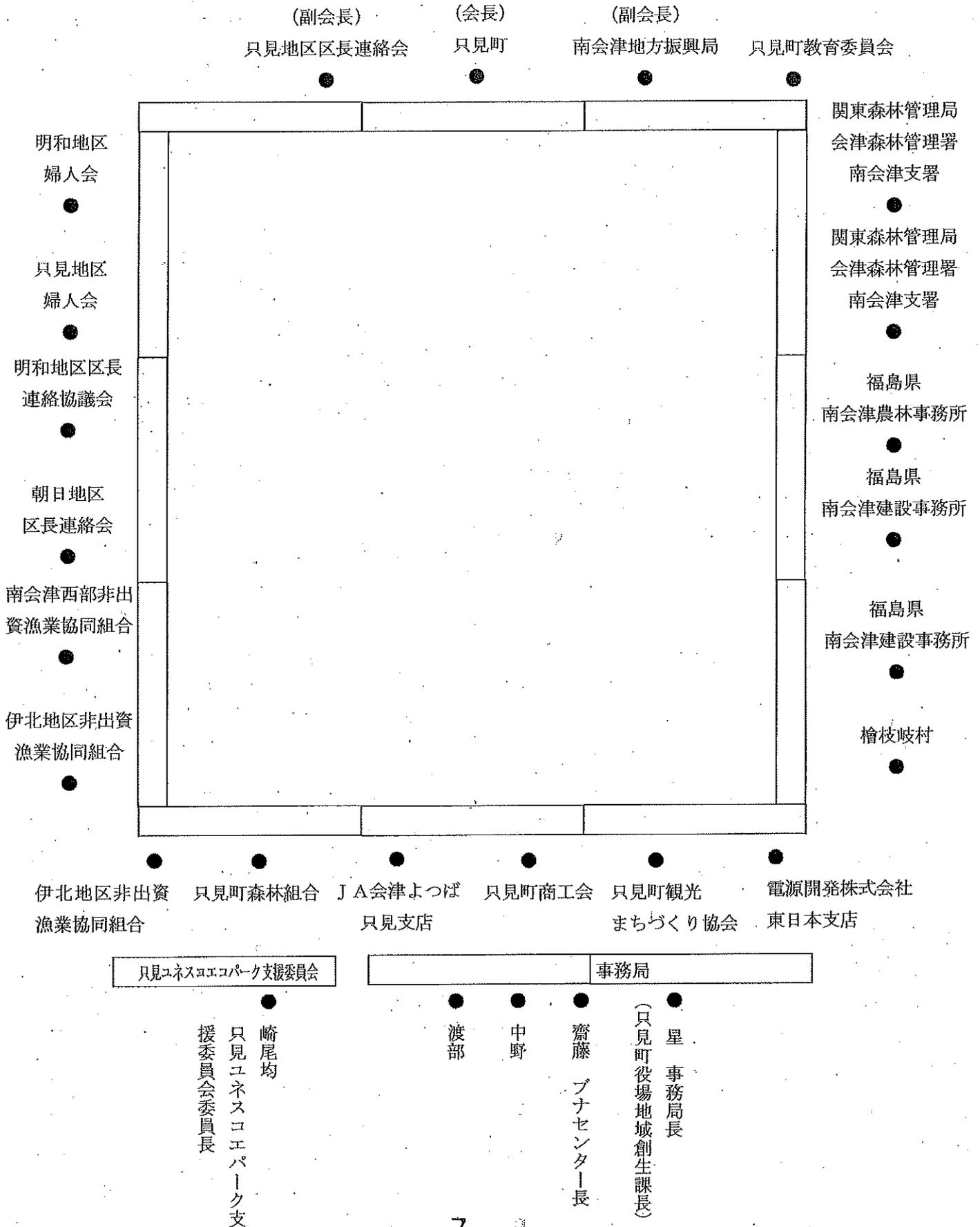
事務局長(只見町役場地域創生課 課長) 星 一

事務局員(只見町プナセンター長) 齋藤 修一

事務局員(只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係 副主査) 中野 陽介

事務局員(只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係 副主査) 渡部 はるか

第 10 回只見ユネスコエコパーク推進協議会 配席図



国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う
只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について
(答申)

令和 2 年 2 月 17 日
只見ユネスコエコパーク支援委員会

令和2年2月17日

只見ユネスコエコパーク推進協議会
会長 菅家三雄 様

只見ユネスコエコパーク支援委員会
委員長 崎尾 均

国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う

只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について (答申)

令和元年7月2日付で当委員会に諮問のあった標記の件について、現地視察及び住民との懇談、会議を重ね、慎重に検討を進めて参りました。

その結果、下記のとおり国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策が考えられましたので、ここに答申いたします。

なお、答申内容については、只見ユネスコエコパーク推進協議会会則第七条第5項に基づき、八十里越道路の道路建設および道路供用後の管理・運用が自然と人間活動の調和・共生を目指すユネスコエコパーク(ユネスコMAB計画における生物圏保存地域)の理念と目的を実現するものとなるよう特段の配慮を払われるよう要望します。

記

(全般的事項)

国道 289 号八十里越道路(以下、八十里越道路)の周辺は、只見ユネスコエコパークの緩衝地域にあたり、只見ユネスコエコパーク内でもとりわけ自然度の高いブナ林など自然環境が存在し、生物多様性の豊かさを象徴する大型猛禽類のイヌワシ(文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定、種の保存法に基づく国内希少野生動物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧IB類)・クマタカ(種の保存法に基づく国内希少野生動物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧IB類)、大型哺乳類のツキノワグマ(IUCN レッドリスト 危急種)・ニホンカモシカ(文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定)、小型哺乳類のヤマネ(文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定)・クロホオビゲコオモリ(環境省レッドリスト 絶滅危惧IB類)、希少植物のヒメサユリ(環境省レッドリスト 準絶滅危惧)・オオシラヒゲソウ(福島県野生動物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動物)、近年新種記載されたタダミハコネサンショウウオなどの両生類、分布南限となる昆虫類などの多様で希少な野生動物が多数生息・生育する地域である。それらの保護・保全に取り組むことは只見ユネスコエコパークの関係者が担う国際的な義務と責任である。

八十里越道路の開設は、只見ユネスコエコパーク域内の住民の生活の向上に寄与することが期待される一方、自然生態系への深刻な影響が懸念される。本道路をユネスコエコパークの理念に沿った地域発展につなげるために、現時点でできる限り軋轢の可能性を排除し、多様な価値観を持つすべての住民に歓迎されるものとなることが望まれる。および将来、この道路が只見ユネスコエコパークに存在するこ

との意義や影響について、世代を超える超長期の視点から多角的に分析することは、ユネスコエコパーク域内の貴重な自然に道路を開設する選択を行った地域の社会的使命と捉え、それに資する準備をすべきである。それゆえ、ユネスコエコパークの目的である自然環境と人間社会の共生を実現および只見ユネスコエコパークの「豪雪に育まれた自然環境と生活・文化を守り・活かす」という精神を実現するための連絡・調整、課題解決を目的とし、只見ユネスコエコパークを推進する当事者である只見ユネスコエコパーク推進協議会及び構成員においては、八十里越道路の開設の解説に伴う諸問題についての解決を図るようにあらゆる方策を検討し、実行に移すことを求めたい。さらに、只見ユネスコエコパークは2024年のユネスコ本部への定期報告を控えており、その中で八十里越道路の開設に係る課題への対応が報告され、自然と人間活動の調和・共生を実現するモデルケースとして国際的に情報発信されることを期待したい。

(個別的事項)

1 道路供用前の道路工事に関する事

1-① 「八十里越道路環境検討委員会」への地元組織の参加

既に八十里越道路工事は進められているが、道路工事の影響に関し、地元住民の意見を反映させるしくみが不足している。八十里越道路沿線の自然環境や野生動植物の保護・保全、および地元住民が入会権を持ち利用してきた生物資源の維持管理のためにも、それらに関する現況や実態を熟知している地元住民の議論への参画は不可欠と考える。生態系の改変を伴う公共事業において、地域の自然を慈しみ生態系サービスを享受してきた地元住民の知見を事業に反映させることは、ユネスコエコパークの制度の理念や目的とも合致する。そればユネスコエコパークに望まれる合意形成のプロセスとしても重要である。以上のことから、八十里越道路の環境保全対策の検討を行う「八十里越道路環境検討委員会」(事務局：国道交通省長岡国道事務所・新潟県三条地域振興局地域整備部・福島県南会津建設事務所・業務受注者)に、地元住民および住民を包括的に代表する組織である只見町を委員として参加させることを求めたい。

1-② 只見町が定める「只見町の野生動植物を保護する条例」の遵守

只見町は「只見町の野生動植物を保護する条例」を定めている。工事実施者にも本条例の遵守を求めたい。具体的には、工事実施者には、本条例に基づく保護対象種およびその生息・生育場所を特定し、保護・保全を図ることが求められている。また当条例に抵触する事案が発生した場合には、工事実施者は只見町に速やかに報告し、町と共同して対策を講じ、解決する必要がある。

1-③ 大型猛禽類(イヌワシ、クマタカ等)が存続できる静寂な繁殖環境の確保

八十里越道路の周辺は貴重な野生動植物の生育・生息場所であるために、その場所を特定し、その保護・保全を図ることが求められる。特に、大型猛禽類のイヌワシ、クマタカ等については、八十里越道路の全沿線が生息環境となっており、それら大型猛禽類の存続に不可欠な静寂な繁殖環境を確保することが不可欠である。したがって、そのためのモニタリング調査を継続して実施するとともに、そこから得られた科学的知見に基づいて必要な対策を検討し、実施するべきである。とりわけ、イヌワシの営巣地周辺では、営巣地が人間に直視されないような対策を講じることを期待したい。

1-④ 野生動物の移動回廊の確保

八十里越道路の周辺は野生動物の生息場所であることから、道路建設時及び道路供用後の野生動物の

移動回廊を確保する必要がある。そのためには、まず道路を利用する野生動物のモニタリング調査を的確に実施し、そこから得られた科学的知見に基づき、対策を検討し、実施に移すことが原則となる。野生動物の移動ルートに関する調査は平成 17 年に実施されたのみで、この際も 5 月と 8 月の合計 4 日間しか実施されておらず、その結果には生息している動物種の情報が抜けているなど十分な調査結果が得られているとは言い難い。また、平成 17 年から現在に至るまで相当年が経過しており、追加の調査の実施も必要であると考えられる。

現状においても道路周辺が野生動物の生息場所であることは明らかであり、野生動物の道路横断は避けられない問題であると考えられる。したがって、道路全線において道路利用者に対して道路が野生動物の移動ルートであることの周知を道路標識の設置等で行い、保護を求める対策を講じることが第一に必要であると考えられる。さらに、野生動物の道路移動が多い箇所においては、より積極的に野生動物のロードキルを防ぎ、また、道路利用者の安全を確保するためにも、自動車等の走行速度を減速させる措置を講じることが有効であると考えられる。特に、野生動物の道路移動が多いとされ、道路が直線のため自動車等の走行速度が上がりやすいことが予想される白沢平及び大麻平付近の区間では（写真 1）、運転者に野生動物の移動を周知させる道路標識の設置は当然のことながら、野生動物と自動車等の運転手の安全が確保できる制限速度を設けるべきである。さらに積極的に自動車等の走行速度を減速させるための措置として、ハンプ hump やバンブ bump などの道路構造物の設置についても検討することを期待したい。

一方、すでに道路建設者側で、野生動物の道路移動が多い箇所においては野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防止策の設置を検討されているが、これは野生動物の移動ルートを寸断するばかりでなく、侵入防止柵より道路側に野生動物が侵入してしまった場合に野生動物は速やかに道路外に逃げることができず、結果的に事故等につながる危険性が高い。また、現状、侵入防止柵により寸断された移動ルートを代替する経路の確保も検討されていないようである。以上のことより道路沿線に野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防護柵の設置は行わないことが望ましい。

両生類（サンショウウオなど）の道路横断が予想される白沢平付近においては、まず、活発に活動する産卵期（4-6月）の夜（雨天時）の道路横断の実態を調査して科学的な知見を得るとともに、現在設置されている道路横断ボックスカルバートの両生類の利用状況についてのモニタリング調査を行い、当該施設の有効性についての検証を行う必要がある。そのうえで、道路供用後の対策を検討、実施する必要がある。現状考えられる具体的な対策としては、道路利用者に対する両生類の道路横断に関する注意喚起を促す整備（季節的な注意喚起看板の設置など）や道路面に両生類のための横断溝（スリット）の設置が考えられる。

1-⑤ 側溝等の野生動物への非トラップ化

路面排水のために側溝（U字溝）、集水枡、暗渠等が設置されているが、一部箇所を除き、小動物（小型哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫など）が側溝（U字溝）や集水枡等の構造物に落下した場合、これら構造物に小動物が脱出するための機能が設けられていないため、脱出は困難であり、死亡することが考えられる。従って、側溝に関しては、落下した小動物（小型哺乳類、両生爬虫類、昆虫など）の側溝からの脱出を確保するため、側溝設置区間に原則 10-20m 間隔で、特に溪流などの小動物の生息域付近・両生類の産卵場所付近・側溝が深い場所についてはより密な間隔で保護側溝（山側方向に緩傾斜の斜面など）を設置する必要がある。また、集水枡においても同様に小動物が落下した場合の脱出を助ける構造

を設ける必要がある（写真2）。さらに、側溝などにより集水された雨水を溪流・河川や山地斜面などに流す場合、流水を放出する人工構造物と溪流・河川や山地斜面との間の連続性が断たれているケースがあり（写真3）、これらについては連続性を確保する必要がある。

1-⑥ 融雪剤を含む流水による両生類の生存への悪影響の回避

融雪剤 CaCl_2 の散布がサンショウウオ類の卵や幼生に対して孵化率や生存率の低下をもたらしていることを示唆する研究（照井 2018）がある。豪雪地帯を貫く八十里越道路においても冬季は融雪剤が散布されることが予想されるため、融雪剤を含む流水が両生類の産卵（池）地となるような滞水池に流れ込まないような道路施設構造および道路管理方法とする必要がある。

1-⑦ 道路を横断する小渓流の連続性の確保

小渓流は野生動物の生息環境であるが、これまでにそうした小渓流を横断する形で道路が建設され、道路横断物の溪流は暗渠といった人工構造物に取って代わっている。これまで設置された暗渠にはヒューム管などが使用されているものが多くみられるが、これは野生動物の移動を妨げてしまう問題がある。したがって、既設でヒューム管などを使用している場合は、野生動物の移動を妨げない構造物への交換や移動を促す構造への改修の検討を期待したい。今後新たに設置する場合は、溪流沿いに生息する野生動物の移動を妨げないような構造物の使用することが必要である。また、暗渠に使用する構造物と下流に接続する河川・溪流、山地斜面との間に連続性についても確保する必要がある。

1-⑧ 道路照明灯による野生動物への影響の回避

道路照明灯の光は、野生動物の行動に影響を与える恐れがある（昆虫の誘引、コウモリの夜間行動など）。したがって、八十里越道路の道路沿線やトンネル内に道路照明灯を設置する場合、照明灯には昆虫類、鳥類、哺乳類などの野生動物の行動に影響の少ない種類を選定し、使用する必要がある。また、それら照明灯の光は道路使用上の安全を確保する必要以上に拡散しないようにする必要がある（シェードの設置など）。

1-⑨ 水生生物のための水質や溪流環境の保全

道路沿線の流域の河川にはイワナなどの水生生物が生息しているほか、地元漁協による漁業権が設定されている。従って、道路工事に伴う濁水などの溪流への流出を最小限に留め、魚族の保全に努める必要がある。また、工事に使用した資材のうち、溪流内に放置されている資材が見受けられるため（写真4）、道路供用後の管理・運用に不必要な資材については撤去し、溪流環境を保全する必要がある。

1-⑩ 外来生物の侵入予防

道路工事は一般に、自然生態系を攪乱しつつ多くの人物が往来しながら進行するので、外来生物が侵入しやすい。それらの一部は周囲の未改変地にも拡散し、在来の野生生物種に深刻な影響を与える懸念がある。しかしそうした侵略的外来種に対して、事後的な対策は極めて困難である。侵略性の強弱の予測も難しい。したがって外来種全般について、なるべく侵入・拡散が生じないよう、予防措置を講じることを求めたい。

1-⑪ 緑化

道路建設工事により改変された道路周辺環境は修復・再生することが求められる。現状、道路工事により生じた掘削法面や盛り土の裸地について緑化の検討と実施がなされているが、緑化を実施するにあたって第一に現況の調査を実施し、科学的な根拠に基づいたユネスコエパークにふさわしい緑化目標やロードマップを策定するべきである。現状における緑化対策で、誤った認識に基づく緑化目標が設定さ

れているところが見受けられた。また、緑化目標やロードマップの策定にあたっては、八十里越道路の周辺は自然度の高い環境が存在する場所であることや開通までの時間が残されていることから、時間スケジュールを考慮し、植生遷移の考え方も取り入れるべきである。緑化を実施する際は外来種を持ち込まないこと、遺伝子攪乱を行わないことが厳しく求められる。さらに、植生回復が適切に行われているかのモニタリング調査を実施し、その結果をもって適宜対策を検討、実施することが求められる。

緑化目標やロードマップの策定を進めるにあたっては、道路周辺では既に様々な立地条件で異なる時期に掘削法面や盛り土等が造成され、それぞれの場所で植物が侵入、自然に植生が回復している様子が観察できる（写真5～9）ため、これらの様々な立地と異なる工事時期の条件で現況の植生調査を行い、そこから得られる科学的データが大いに役立つと考えられる。

大麻平の大盛土の平地ではブナの苗木を植栽することが検討されているが、現状、植生が自然に回復している箇所も見られ（写真5、6）、道路供用までの時間も残されていることから、原則、必要最小限の植生回復のための補助工事にとどめ、植生は植生遷移の考え方にに基づき自然回復に委ねることも検討すべきである。盛土の斜面でも、原則植生の自然回復を期待しつつも、現在、一部に雨水による斜面の浸食が見られるため、丸太を使用した簡易な土留工や木柵工あるいは生分解性ネットを設置し、土砂流出を防止する対策を同時に実施することも検討すべきである。

2 道路供用後の道路の管理・運用に関すること

八十里越道路はその供用により、道路沿線の自然環境や生物多様性に大きな影響を与えることが予想される。したがって供用後も引き続き、適切な方針のもとに管理運用を行うことが望まれる。当該地がユネスコエコパークの緩衝地域であることを踏まえ、方針の骨子としては、1) 原生的な自然生態系への影響、および地元住民の生態系サービスの利用への影響を最小化するための最大限の対策を行うことを基本とする、2) 事前の影響予測によって、供用前に管理運用計画を策定して必要な対策をとること、3) 検証可能なように、自然環境や動植物を対象としたモニタリング調査は供用前に開始し、供用後も長期間にわたって行う、4) 事後のモニタリングには交通量や人の立ち入りなど、道路の利用に関する項目も含める、5) それらのモニタリング調査の結果を踏まえ、管理運用計画は順応的に変更する、6) 一連の取り組みには関係する多様な主体が参画する。とりわけ管理運用計画の策定には地元住民の知見や意見が反映されるようにする。そのために情報共有と協議、意思決定を行うための包括的なしくみを策定する、の6点を強調したい。下記に具体的に検討すべき個別課題と対策案を記す。

2-① 情報共有

工事中の既存道路の管理・運用方法について地元への情報提供がほとんど無い現状を鑑み、供用後の状況が懸念される。専門家および道路周辺の地権者（国有林）、只見町、地元住民の意見を、道路の管理・運用方法の検討・決定プロセスに反映する機会を求めたい。道路供用後に生じる課題についても、関係者で情報を共有し、ユネスコエコパークにふさわしい対策を検討し、実施に移すことが求められるとともに、そのための協議・調整の場の設定が必要である。

2-② 事前評価と連続した事後評価

道路周辺に生息する野生動物のモニタリングを道路供用前から行い、管理・運用の方法に反映させる必要がある。

2-③ 法令順守

道路利用者に対して「只見町の野生動植物を保護する条例」が遵守されるように特段の配慮を行う必要がある。具体的には、当該条例周知のための看板・横断幕等の設置や只見町野生動植物保護監視員による道路利用者に対しての当該条例に関する指導を行うことが考えられる。

2-④ 希少個体群の保全

道路沿線の流域の河川はイワナなどの水生生物の重要な生息地であり、さらには地元漁協による漁業権が設定されている。イワナについては、只見地域の在来種であるニッコウイワナ（只見町の野生動植物を保護する条例に基づく只見町貴重野生動植物種に指定、準絶滅危惧種（新潟県等）が生息している可能性がある。道路供用により、これら漁業源の乱獲が予想されるため、漁業資源と魚族の地域的な遺伝子の保護・保全のため禁漁区（保護河川）の設定を検討する必要がある。保護河川の候補地としては、比較的入渓しやすい木ノ根沢とニッコウイワナの生息の可能性がある叶津川源流部が考えられる。

2-⑤ 地元住民の入会権行使の継続とそれに基づく活動環境の確保

八十里越道路周辺の山林原野は国有林および民有地であり、ここでは歴史的に地元住民が入会権に基づき山菜・きのこの採取や薪炭材生産などで林産資源を持続的に利用しながら生活をしてきた。八十里越道路周辺は、只見ユネスコエコパークの精神である“豪雪に育まれた自然と伝統的な生活文化を守り、活かす”を体現する核心的地域であり、入会権は只見ユネスコエコパークの存立を左右する基礎的事項である。入会権を有する地元集落（叶津、入叶津）では、かつてのような林産資源の利用の規模はないものの、入会権の効用が広く認識されており、入会権継続の希望があった。また、八十里越道路が開通後の道路からの入会地への侵入者による不法採集のほかゴミの不法投棄を、住民は第1に恐れている。住民の中には、不法採取者と遭遇した際、暴力的に脅迫された経験をもつものもあった。したがって、八十里越道路の供用後においても地元住民の入会権とそれに基づく活動ができる環境を確保する必要がある。対策として、警察との協力に基づく、監視カメラ設置、監視員配置、携帯電話基地局設置による通報体制、只見町独自の条例等の上乗せ規制等が考えられた。これら対策には一定の効果が期待できる一方、いずれも効果は限定的であるため、此等の組み合わせや新たな方策等の工夫が必要と考えられる。

2-⑥ 作業道等の利用

現在、八十里越道路から周辺林分へアクセスできる作業道・歩道などが設けられているが、現状のまま道路供用が開始された場合、道路利用者がこれらのアクセス路から周辺の森林や河川へ入ることを可能にし、自然環境の破壊・改変や野生動植物の違法な採取・捕獲が横行することが強く懸念される。従って、道路供用にあたってはこれらアクセス路の適切な管理を行う必要がある。例えば、沼ノ平地域へ続く、国有林が管理する作業道については、沼ノ平及び作業道周辺の湖沼に生息する貴重な野生動植物（吉井ほか 2013）の保護・保全を図るためにも、入り口にゲートを設置、施錠するなどの対策を講じる必要がある。また、大麻平付近に存在する旧八十里越明治新道については、現在、只見町教育委員会が国指定の史跡化を目指すとともにその活用を検討しているため、検討結果を待ち、原則利用を不可としつつガイド付きの限定的な利用などを検討するのが望ましい。

2-⑦ 駐車スペースの利用

現在、八十里越道路には自動車等の走行路線のほか自動車等が駐車可能なスペースが設けられている。また、今後についても道路に接続するように除雪車等の旋回場が設けられる予定となっている。これら道路施設についても、アクセス路同様にそこを拠点とした道路利用者による周辺の森林や河川へのアクセスを可能とし、自然環境の破壊・改変、野生動植物の違法な採取・捕獲が横行する可能性が高い。従

って、そうした可能性のある道路施設については適切な管理の方法を検討し、実施に移す必要がある。

2-⑧ 対策案

⑤～⑦の対策の柱として、浅草岳入叶津登山口駐車場から県境までの区間に、観光用駐車スペースは設けず、道路利用者には道路を横断する野生動物への注意を払いつつ速やかに通過してもらうことが有効だと考えられる。ただし、道路周辺の地元住民の入会慣行、土地所有者が有する権利等が守られるような限定利用の駐車スペースは確保する必要がある。

3 参考文献

- 会津生物同好会 (2019) 只見・八十里越峠植物観察会. 同好会通信 404
- 菊地賢・中野陽介・鈴木和次郎 (2019) 只見町の湿原植生. 只見の自然 只見町ブナセンター紀要 7: 39-55
- 菊地賢・鈴木和次郎・遠藤菜緒子・榎原寛・渡部賢史 (2018) 企画展解説シリーズ⑩ 只見の湿原・その生態と歴史. 只見町ブナセンター
- 佐藤洋司 (2001) 哺乳類. (只見町史編さん委員会編「会津只見の自然 (気候、地質、動物編)」. p159-177. 只見町
- 照井滋晴・太田宏・石川博規・郷田智章 (2018) エゾサンショウウオとトウホクサンショウウオの孵化率及び幼生の生存率に融雪剤 (CaCl₂) が及ぼす影響. 保全生態学研究 23: 67-73
- 吉井重幸・平澤桂・三田村敏正 (2013) 只見町の水生昆虫. 只見の自然 只見町ブナセンター紀要 2: 55-63
- 吉川夏彦 (2015) 只見町に生息するタダミハコネサンショウウオについて. 只見の自然 只見町ブナセンター紀要 4: 2-6
- Yoshikawa N. and Matsui M. (2014) Two new Salamanders of the genus *Onychodactylus* from Eastern Honshu, Japan (Amphibia, Caudata, Hynobiidae). Zootaxa 3866: 53-78

4 検討範囲

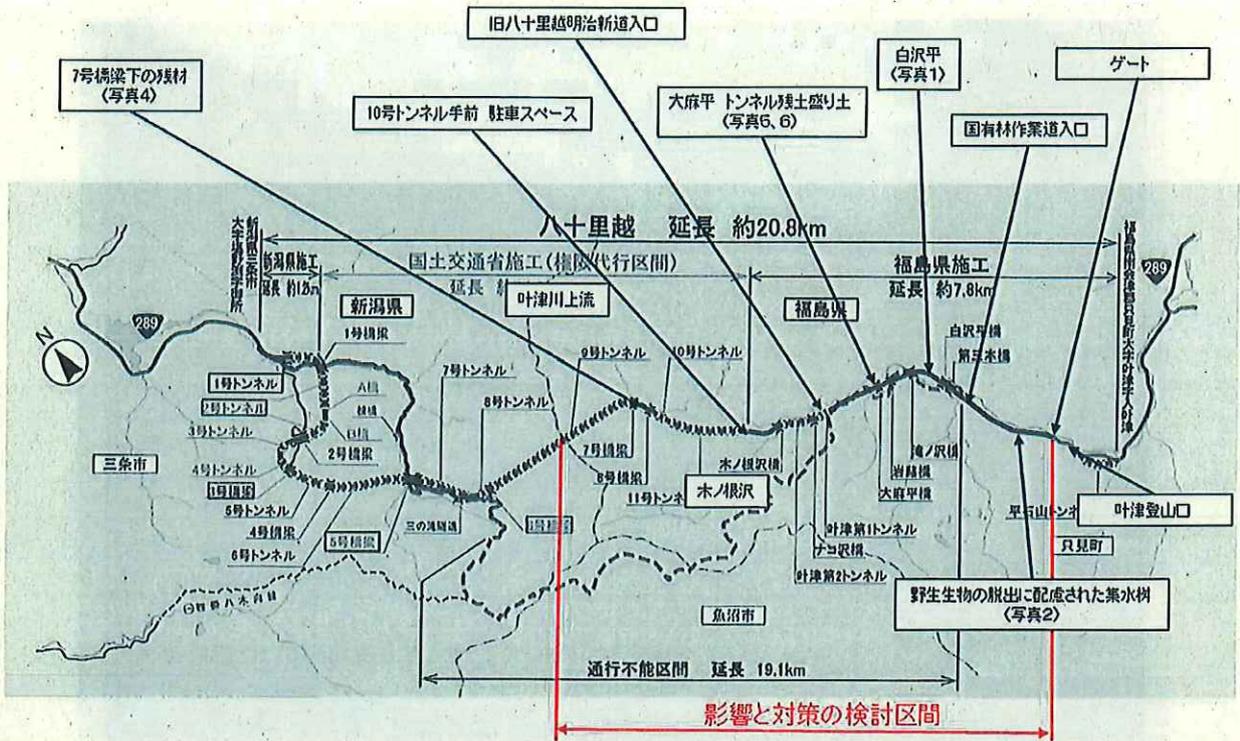




写真1 夕刻にニホンジカが道路横断する白沢平付近道路
(2019年10月24日16:50撮影)



写真2 段差が設けられ小動物が脱出に配慮された集水枡



写真3 流水を放出する人工構造物と溪流・河川や山地斜面との間の連続性が断たれている



写真4 建設資材が残る河川環境 (7号橋梁付近)



写真5 大麻平 トンネル残土処理場（盛土） 植生回復状況①
ススキ、ヤナギ、ヒメヤシャブシなどの侵入・定着がみられる

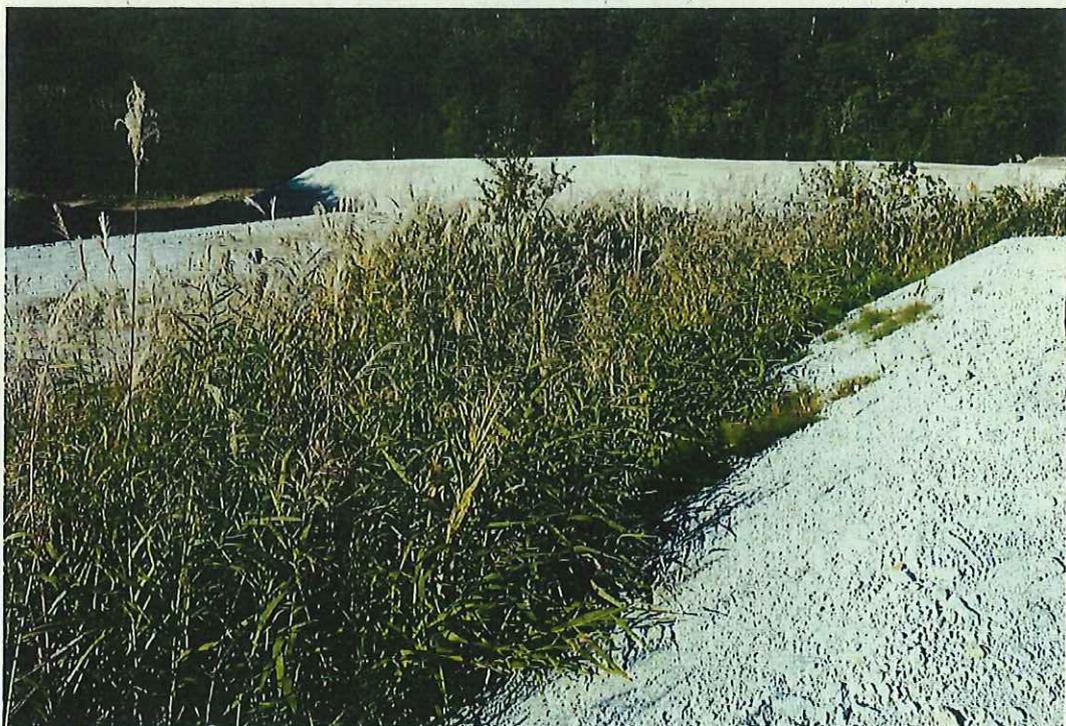


写真6 大麻平 トンネル残土処理場（盛土） 植生回復状況②
ススキ、ヤナギ、ヒメヤシャブシなどの侵入・定着がみられる



写真7 県境付近 法面客土吹き付け状況
(左：客土吹付直後箇所、右：客土吹付から時間が経過した箇所)



写真8 県境付近 客土吹き付け法面の植生回復状況
コアカソ、ヒメヤシャブシの侵入が見られる



写真9 木ノ根沢付近 法面植生回復状況

工事から時間が経過し、ヒメヤシャブシ、タニウツギなどの樹木種が定着し、低木林が成立している。

只見ユネスコエコパーク支援委員会

国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う
只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策にかかる検討について

○只見ユネスコエコパーク支援委員会（全体）

- ① 令和元年8月22日（木）13:00～
内容：国道289号現地視察
- ② 令和元年8月23日（金）9:00～12:00
内容：会議（於、只見町役場 町下庁舎 2階会議室1）

○「野生動物の移動回廊と安全なハビタット確保」部会

- ① 令和元年10月10日（木）13:30～
内容：国道289号現地視察
- ② 令和元年10月11日（金）9:00～12:00
内容：会議（於、只見町役場 町下庁舎 2階応接室）

○「道路周辺環境および生物多様性の確保」部会

- ① 令和元年10月24日（木）19:00～20:30
内容：只見町野生動物植物保護監視員との懇談（於、朝日振興センター農事研修室）
- ② 令和元年10月25日（金）9:00～12:00
内容：会議（於、朝日振興センター農事研修室）

○「緑化」部会

- ① 令和元年12月3日（火）13:00～15:00
内容：会議（於、只見町役場 町下庁舎 2階応接室）

○「入会権」部会

- ① 令和元年12月4日（水）19:00～20:30
内容：叶津区民（入叶津、叶津）との懇談（於、叶津集会場）
- ② 令和元年12月5日（木）9:00～12:00
内容：会議（於、朝日振興センター農事研修室）

○只見ユネスコエコパーク支援委員会（全体）

- ① 令和2年2月27日（月）9:00～12:00
内容：会議（於、只見町役場 町下庁舎 2階会議室1）

（検討にあたっての主な参考資料）

八十里越道路環境検討委員会 会議資料（南会津建設事務所提供）

「野生動物の移動回廊と安全なハビタット確保」部会
影響と対策に関する部会報告

八十里越道路の周辺は、只見ユネスコエコパークの緩衝地域にあたり、只見ユネスコエコパーク内でもとりわけ自然度の高いブナ林など自然環境が存在し、生物多様性の豊かさを象徴する大型猛禽類のイヌワシ・クマタカ、大型哺乳類のツキノワグマ・カモシカ、希少植物のヒメサユリ、オオシラヒゲソウなどの野生動植物が生息・生育する地域であり、それらの保護・保全に取り組むことは言うまでもない。現在考えられる道路工事及び道路供用による周辺の自然環境および野生動植物への具体的な影響とその対策案を下記に示す。

① 大型猛禽類（イヌワシ、クマタカ等）が存続できる静寂な繁殖環境の確保

八十里越道路の周辺は貴重な野生動植物の生育・生息場所であるために、その場所を特定し、その保護・保全を図ることが求められる。特に、大型猛禽類のイヌワシ（国の天然記念物指定、国内希少野生動植物種指定）、クマタカ等については、八十里越道路の全沿線が生息環境となっており、それら大型猛禽類の存続に不可欠な静寂な繁殖環境を確保することが不可欠である。したがって、そのためのモニタリング調査を継続して実施するとともに、そこから得られた科学的知見に基づいて必要な対策を検討し、実施するべきである。とりわけ、イヌワシの営巣地周辺では、営巣地が人間に直視されないような対策を講じることを期待したい。

② 野生動物の移動回廊の確保

八十里越道路の周辺は野生動物の生息場所であることから、道路建設及び道路共用後の野生動物の移動回廊を確保する必要がある。そのためには、まず道路を利用する野生動物のモニタリング調査を的確に実施し、そこから得られた科学的知見に基づき、対策を検討し、実施に移すことが原則となる。野生動物の移動ルートに関する調査は平成 17 年に実施されたのみで、この際も 5 月と 8 月の合計 4 日間しか実施されておらず、その結果には生息している動物種の情報が抜けているなど十分な調査結果が得られているとは言い難い。また、平成 17 年から現在に至るまで相当年が経過しており、追加の調査の実施も必要であると考えられる。

現状においても道路周辺が野生動物の生息場所であることは明らかであり、野生動物の道路横断は避けられない問題であると考えられる。したがって、道路全線において道路利用者に対して道路が野生動物の移動ルートであることの周知を道路標識の設置等で行い、保護を求める対策を講じることが第一に必要であると考えられる。さらに、野生動物の道路移動が多い箇所においては、より積極的に野生動物のロードキルを防ぎ、また、道路利用者の安全を確保するためにも、自動車等の走行速度を減速させる措置を講じることが有効であると考えられる。特に、野生動物の道路移動が多いとされ、道路が直線のため自動車等の走行速度が上がりやすいことが予想される白沢平及び大麻平付近の区間では（写真 1）、運転者に野生動物の移動を周知させる道路標識の設置は当然のことながら、野生動物と自動車等の運転手の安全が確保できる制限速度を設けるべきである。さらに積極的に自動車等の走行速度を減速させるための措置として、ハンプ hump やバンブ bump などの道路構造物の設置についても検討することを期待したい。

一方、すでに道路建設者側で、野生動物の道路移動が多い箇所においては野生動物の道路侵入

を防ぐ侵入防止策の設置を検討されているが、これは野生動物の移動ルートを寸断するばかりでなく、侵入防止柵より道路側に野生動物が侵入してしまった場合に野生動物は速やかに道路外に逃げることができず、結果的に事故等につながる危険性が高い。また、現状、侵入防止柵により寸断された移動ルートを代替する経路の確保も検討されていないようである。以上のことより道路沿線に野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防護柵の設置は行わないことが望ましい。

両生類（サンショウウオなど）の道路横断が予想される白沢平付近においては、まず、活発に活動する産卵期（4～6月）の夜（雨天時）の道路横断の実態を調査して科学的な知見を得るとともに、現在設置されている道路横断ボックスカルバートの両生類の利用状況についてのモニタリング調査を行い、当該施設の有効性についての検証を行う必要がある。そのうえで、道路供用後の対策を検討、実施する必要がある。現状考えられる具体的な対策としては、道路利用者に対する両生類の道路横断に関する注意喚起を促す整備（季節的な注意喚起看板の設置など）や道路面に両生類のための横断溝（スリット）の設置が考えられる。

③ 側溝等の野生動物への非トラップ化

路面排水のために側溝（U字溝）、集水枡、暗渠等が設置されているが、一部箇所を除き、小動物（小型哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫など）が側溝（U字溝）や集水枡等の構造物に落下した場合、これら構造物に小動物が脱出するための機能が設けられていないため、脱出は困難であり、死亡することが考えられる。従って、側溝に関しては、落下した小動物（小型哺乳類、両生爬虫類、昆虫など）の側溝からの脱出を確保するため、側溝設置区間に原則10-20m間隔で、特に溪流などの小動物の生息域付近・両生類の産卵場所付近・側溝が深い場所についてはより密な間隔で保護側溝（山側方向に緩傾斜の斜面など）を設置する必要がある。また、集水枡においても同様に小動物が落下した場合の脱出を助ける構造を設ける必要がある（写真2）。さらに、側溝などにより集水された雨水を溪流・河川や山地斜面などに流す場合、流水を放出する人工構造物と溪流・河川や山地斜面との間の連続性が断たれているケースがあり（写真3）、これらについては連続性を確保する必要がある。

④ 融雪剤を含む流水による両生類の生存への悪影響の回避

融雪剤 CaCl_2 の散布がサンショウウオ類の卵や幼生に対して孵化率や生存率の低下をもたらしていることを示唆する研究（照井 2018）がある。豪雪地帯を貫く八十里越道路においても冬季は融雪剤が散布されることが予想されるため、融雪剤を含む流水が両生類の産卵（池）地となるような滞水池に流れ込まないようにする必要がある。

⑤ 道路を横断する小渓流の連続性の確保

小渓流は野生動物の生息環境であるが、これまでにそうした小渓流を横断する形で道路が建設され、道路横断物の溪流は暗渠といった人工構造物に取って代わっている。これまで設置された暗渠にはヒューム管などが使用されているものが多くみられるが、これは野生動物の移動を妨げてしまう問題がある。したがって、既設でヒューム管などを使用している場合は、野生動物の移動を妨げない構造物への交換や移動を促す構造への改修の検討を期待したい。今後新たに設置する場合は、溪流沿いに生息する野生動物の移動を妨げないような構造物の使用することが必要である。また、

暗渠に使用する構造物と下流に接続する河川・溪流、山地斜面との間に連続性についても確保する必要がある。

⑥ 道路照明灯による野生動物への影響の回避

道路照明灯の光は、野生動物の行動に影響を与える恐れがある（昆虫の誘引、コウモリの夜間行動など）。したがって、八十里越道路の道路沿線やトンネル内に道路照明灯を設置する場合、照明灯には昆虫類、鳥類、哺乳類などの野生動物の行動に影響の少ない種類を選定し、使用する必要がある。また、それら照明灯の光は道路使用上の安全を確保する必要以上に拡散しないようにする必要がある（シェードの設置など）。

⑦ 水生生物のための水質や溪流環境の保全

道路沿線の流域の河川にはイワナなどの水生生物が生息しているほか、地元漁協による漁業権が設定されている。従って、道路工事に伴う濁水などの溪流への流出を最小限に留め、魚族の保全に努める必要がある。また、工事に使用した資材のうち、溪流内に放置されている資材が見受けられるため（写真4）、道路供用後の管理・運用に不必要な資材については撤去し、溪流環境を保全する必要がある。

参考文献

照井滋晴・太田宏・石川博規・郷田智章（2018）エゾサンショウウオとトウホクサンショウウオの孵化率及び幼生の生存率に融雪剤（CaCl₂）が及ぼす影響、保全生態学研究 23：67-7



写真1 夕刻にニホンジカが道路横断する白沢平付近道路 (2019年10月24日16:50撮影)



写真2 段差が設けられ小動物が脱出に配慮された集水枥



写真 3 流水を放出する人工構造物と溪流・河川や山地斜面との間の連続性が断たれている



写真 4 建設資材が残る河川環境 (7号橋梁付近)

「道路周辺環境および生物多様性の確保」部会
影響と対策に関する部会報告

八十里越道路の開設は、住民の生活の向上に寄与することが期待される一方、自然生態系への深刻な影響が懸念される。本道路を生物圏保存地域の理念に沿った地域発展につなげるために、現時点でできる限り軋轢の可能性を排除し、多様な価値観を持つすべての住民に歓迎されるものとして欲しい。および将来、この道路が地域に存在することの意義や影響について、世代を超える超長期の視点から多角的に分析することは、生物圏保存地域内の貴重な自然に道路を開設する選択を行った地域の社会的使命と捉え、それに資する準備を行って欲しい。以上を踏まえ、本部会からは以下の提言を行いたい。

第1 道路供用前の道路工事に関すること

(地元意見を取り入れた道路工事について)

道路工事の影響に関し、地元住民の意見を反映させるしくみが不足している。八十里越道路沿線の自然環境や野生動植物の保護・保全、および地元住民が入会権を持ち利用してきた生物資源の維持管理のためにも、それらに関する現況や実態を熟知している地元住民の議論への参画は不可欠と考える。当該地はユネスコ「生物圏保存地域」(ユネスコエコパーク)に登録されている。生態系の改変を伴う公共事業において、地域の自然を慈しみ生態系サービス享受してきた地元住民の知見を事業に反映させることは、制度の理念や目的とも合致する。それは生物圏保存地域に望まれる合意形成のプロセスとしても重要である。以上のことから、八十里越道路の環境保全対策の検討を行う「八十里越道路環境検討委員会」に、地元住民および住民を包括的に代表する組織である只見町を委員として参加させることを求めたい。

(道路工事による周辺の自然環境および野生動植物への悪影響の回避について)

八十里越道路の周辺は、生物圏保存地域の土地の取扱いにおいて、生態系の保全が優先される「緩衝地域」に区分されている。中でも当該地には、とりわけ自然度の高いブナ林が分布し、生物多様性の豊かさを象徴する大型猛禽類のイヌワシ・クマタカ、大型哺乳類のツキノワグマ、希少植物のヒメサユリ、オオシラヒゲソウ等をはじめとする、多くの野生動植物が生息・生育しており、全国的に見ても保全価値の高い生物圏である。従って、道路建設工事が、周辺の自然環境および野生動植物の生育・生息環境に悪影響を及ぼさないよう、特段の配慮をすることが求められる。

只見町は「只見町の野生動植物を保護する条例」を定めている。工事実施者にも本条例の遵守を求めたい。具体的には、工事実施者には、本条例に基づく保護対象種およびその生息・生育場所を特定し、保護・保全を図ることが求められている。また当条例に抵触する事案が発生した場合には、工事実施者は只見町に速やかに報告し、町と共同して対策を講じ、解決する必要がある。

道路工事は一般に、自然生態系を攪乱しつつ多くの人物が往来しながら進行するので、外来生物が侵入しやすい。それらの一部は周囲の未改変地にも拡散し、在来の野生生物種に深刻な影響を与える懸念がある。しかしそうした侵略的外来種に対して、事後的な対策は極めて困難である。侵略性の強弱の予

測も難しい。したがって外来種全般について、なるべく侵入・拡散が生じないように、予防措置を講じることを求めたい。

第2 道路供用後の道路の管理・運用に関すること

八十里越道路はその供用により、道路沿線の自然環境や生物多様性に大きな影響を与えることが予想される。したがって供用後も引き続き、適切な方針のもとに管理運用を行うことが望まれる。当該地が生物圏保存地域の緩衝地域であることを踏まえ、方針の骨子としては、1) 原始的な自然生態系への影響、および地元住民の生態系サービスの利用への影響を最小化するための最大限の対策を行うことを基本とする、2) 事前の影響予測によって、供用前に管理運用計画を策定して必要な対策をとること、3) 検証可能なように、自然環境や動植物を対象としたモニタリング調査は供用前に開始し、供用後も長期間にわたって行う、4) 事後のモニタリングには交通量や人の立ち入りなど、道路の利用に関する項目も含める、5) それらのモニタリング調査の結果を踏まえ、管理運用計画は順応的に変更する、6) 一連の取り組みには関係する多様な主体が参画する。とりわけ管理運用計画の策定には地元住民の知見や意見が反映されるようにする。そのために情報共有と協議、意思決定を行うための包括的なしくみを策定する、の6点を強調したい。

下記に具体的に検討すべき個別課題と対策案を記す。

(町との共同に関すること)

- ① 【情報共有】 工事中の既存道路の管理・運用方法について地元への情報提供がほとんど無い現状を鑑み、供用後の状況が懸念される。専門家および道路周辺の地権者（国有林）、只見町、地元住民の意見を、道路の管理・運用方法の検討・決定プロセスに反映する機会を求めたい。
- ② 【事前評価と連続した事後評価】 道路周辺に生息する野生動物のモニタリングを道路供用前から行い、管理・運用の方法に反映させる必要がある。
- ③ 【法令順守】 道路利用者に対して「只見町の野生動植物を保護する条例」が遵守されるように特段の配慮を行う必要がある。具体的には、当該条例周知のための看板・横断幕等の設置や只見町野生動植物保護監視員による道路利用者に対しての当該条例に関する指導を行うことが考えられる。
- ④ 【希少個体群の保全】 道路沿線の流域の河川はイワナなどの水生生物の重要な生息地であり、さらには地元漁協による漁業権が設定されている。イワナについては、只見地域の在来種であるニッコウイワナ（只見町の野生動植物を保護する条例に基づく只見町貴重野生動植物種に指定、準絶滅危惧種（新潟県等）が生息している可能性がある。道路供用により、これら魚族資源の乱獲が予想されるため、魚族資源と魚族の地域的な遺伝子の保護・保全のため禁漁区（保護河川）の設定を検討する必要がある。保護河川の候補地としては、比較的に入渓しやすい木ノ根沢とニッコウイワナの生息の可能性がある叶津川源流部が考えられる。

(道路管理者に関すること)

- ⑤ 【作業道等の利用】 現在、八十里越道路から周辺林分へアクセスできる作業道・歩道などが設けられているが、現状のまま道路供用が開始された場合、道路利用者がこれらのアクセス路から周辺の森林や河川へ入ることを可能にし、自然環境の破壊・改変や野生動植物の違法な採取・捕獲が横行することが強く懸念される。従って、道路供用にあたってはこれらアクセス路の適切な管理を行う必要がある。例えば、沼ノ平地域へ続く、国有林が管理する作業道については、沼ノ平及び作業道周辺の湖沼に生息する貴重な野生動植物（吉井ほか 2013）の保護・保全を図るためにも、入り口にゲートを設置、施錠するなどの対策を講じる必要がある。また、大麻平付近に存在する旧八十里越明治新道については、現在、只見町教育委員会が国指定の史跡化を目指すとともにその活用を検討しているため、検討結果を待ち、原則利用を不可としつつガイド付きの限定的な利用などを検討するのが望ましい。
- ⑥ 【駐車スペースの利用】 現在、八十里越道路には自動車等の走行路線のほか自動車等が駐車可能なスペースが設けられている。また、今後についても道路に接続するように除雪車等の旋回場が設けられる予定となっている。これら道路施設についても、アクセス路同様にそこを拠点とした道路利用者による周辺の森林や河川へのアクセスを可能とし、自然環境の破壊・改変、野生動植物の違法な採取・捕獲が横行する可能性が高い。従って、そうした可能性のある道路施設については適切な管理の方法を検討し、実施に移す必要がある。
- ⑦ 【対策案】 ⑤～⑥の対策の柱として、浅草岳入叶津登山口駐車場から県境までの区間に、観光用駐車スペースは設けず、道路利用者には道路を横断する野生動物への注意を払いつつ速やかに通過してもらうことが有効だと考えられる。ただし、道路周辺の地元住民の入会慣行、土地所有者が有する権利等が守られるような限定利用の駐車スペースは確保する必要がある。

参考文献

吉井重幸・平澤桂・三田村敏正（2013）只見町の水生昆虫、只見町プラセンター紀要 2: 55-63

「緑化」部会

影響と対策に関する部会報告

第1 道路供用前の道路工事に関すること

(緑化に関すること)

道路建設工事により改変された道路周辺環境は修復・再生することが求められる。現状、道路工事により生じた掘削法面や盛り土の裸地について緑化の検討と実施がなされているが、緑化を実施するにあたって第一に現況の調査を実施し、科学的な根拠に基づいたユネスコエコパークにふさわしい緑化目標やロードマップを策定すべきである。現状における緑化対策で、誤った認識に基づく緑化目標が設定されているところが見受けられた。また、緑化目標やロードマップの策定にあたっては、八十里越道路の周辺は自然度の高い環境が存在する場所であることや開通までの時間が残されていることから、時間スケールを考慮し、植生遷移の考え方も取り入れるべきである。緑化を実施する際は外来種を持ち込まないこと、遺伝子攪乱を行わないことが厳しく求められる。さらに、植生回復が適切に行われているかのモニタリング調査を実施し、その結果をもって適宜対策を検討、実施することが求められる。

緑化目標やロードマップの策定を進めるにあたっては、道路周辺では既に様々な立地条件で異なる時期に掘削法面や盛り土等が造成され、それぞれの場所で植物が侵入、自然に植生が回復している様子が観察できる(写真1~5)ため、これらの様々な立地と異なる工事時期の条件で現況の植生調査を行い、そこから得られる科学的データが大いに役立つと考えられる。

大麻平の大盛土の平地ではブナの苗木を植栽することが検討されているが、現状、植生が自然に回復している箇所も見られ(写真1、2)、道路供用までの時間も残されていることから、原則、必要最小限の植生回復のための補助工事にとどめ、植生は植生遷移の考え方にに基づき自然回復に委ねることも検討すべきである。盛土の斜面でも、原則植生の自然回復を期待しつつも、現在、一部に雨水による斜面の浸食が見られるため、丸太を使用した簡易な土留工や木柵工あるいは生分解性ネットを設置し、土砂流出を防止する対策を同時に実施することも検討すべきである。

第2 道路供用後の道路の管理・運用に関すること

(道路供用後に道路周辺環境を改変する事態について)

道路供用後に道路周辺環境を改変する事態が生じた場合(災害などにより道路が被災し、その復旧により新たに道路周辺環境の改変が必要になった場合など)については、関係者で情報を共有し、ユネスコエコパークにふさわしい対策を検討し、実施に移すことが求められる。



写真1 大麻平 トンネル残土処理場（盛土） 植生回復状況①
ススキ、ヤナギ、ヒメヤシヤブシの侵入・定着がみられる



写真2 大麻平 トンネル残土処理場（盛土） 植生回復状況②
ススキ、ヤナギ、ヒメヤシヤブシの侵入・定着がみられる



写真3 県境付近 法面客土吹き付け状況
(左：客土吹付直後箇所、右：客土吹付から時間が経過した箇所)



写真4 県境付近 客土吹き付け法面の植生回復状況

コアカツ、ヒメヤシャブシの侵入が見られる



写真5 木ノ根沢付近 法面植生回復状況
工事から時間が経過し、ヒメヤシャブシ、タニウツギなどの樹木種が定着し、低木林が成立している。

「入会権」部会

影響と対策に関する部会報告

国道 289 号八十里越道路は、只見ユネスコエコパークの緩衝地域を貫くが、周辺には自然度の高いブナ林などが存在し、貴重な野生動植物も生育・生息している。山林原野は国有林および民有地であり、ここでは歴史的に地元住民が入会権に基づき山菜・きのこの採取や薪炭材生産などで林産資源を持続的に利用しながら生活をしてきた。叶津地区は、只見ユネスコエコパークの精神である“豪雪に育まれた自然と伝統的な生活文化を守り、活かす”を体現する核心的地域である。

入会権はユネスコエコパークの存立を左右する基礎的事項であるとの事務局の位置づけに基づいて当部会が設置された。我々は上記の観点から入会権の継続に関わる事項について検討した。

当部会では、2019年12月4日叶津集落集会所で住民との懇談会（19:00～20:30）、5日に朝日振興センターで部会検討会（9:00～11:30）を開催した。ここでの議論の取り纏めを以下に報告する。

懇談会：住民13名（男7・女6）、支援委員4名（有田・平出・小林・鈴木）、事務局3名が参加

検討会：支援委員4名（有田・平出・小林・鈴木）、事務局3名が出席

[入会の継続に関わる事項]

1. 集落では入会林の効用が広く認識されており、入会権継続の希望があった。
 - ・懇談会の開催前には住民の入会権継続意思の有無を危惧していたが、かつてのような利用はないものの、参加者の多くから入会林の効用を認め、入会権継続を希望する意見が述べられた。
 - ・入会権の契約は国の処分事項であって、一端消滅すると復活は不可能であるため、住民の継続意向の確認は前提条件として重要であった。
 - ・集落では「叶津共用林野組合」が組織され、住民であれば域外からの移住者にも入会権を認めている。ゼンマイ採取には、「ぜんまい山手金」を採取量に応じて徴収（現況では納入者は3名）する等の、管理が行われている。
2. 外部からの侵入者による山菜等の不法採取、密漁等に対する危機感
 - ・国道 289 号八十里越道路が開通後の道路からの入会林への侵入者による不法採集・密漁のほかゴミの不法投棄を、住民は第1に恐れている。
 - ・住民の問題意識は高く、対策として、警察との協力に基づく、監視カメラ設置、駐停車禁止、観光用を含めた駐車場の非設置（住民の入会権行使に必要な駐車場は別途検討）、林道入口へのゲート設置、監視員配置、携帯電話基地局設置による通報体制、等が提案された。
 - ・上記対策には一定の効果が期待できる。一方、いずれも効果は限定的であるため、此等の組み合わせや新たな方策等の工夫が必要と考えられた。
 - ・溪流釣りを偽装して山菜等を不法採取するものもあるため、域内河川の禁漁なども併せ行う必要性が指摘された。
 - ・住民には、不法採取者と遭遇した際、暴力的に脅迫された経験をもつものもあり、安全確保も合わせて対応を検討する必要性が指摘された。

- ・道路供用が開始前の現段階でも、八十里越道路の工事区間はゲート（施錠あり）設置により許可された者しか使用できないが、それ以外の者の進入が確認されており、対策を講じる必要がある。
 - ・現行法制では違反者に対して警告はできるが、それ以上の措置はできないことが課題として指摘された。国の法制度の整備には当面期待できないとするなら、町で条例等による上乘せ規制の方途を探ることも検討課題の一つとなるだろう。
3. 共有地を含めた林野の管理は困難化し、道の除草管理等に課題を抱えている
- ・人口の減少・高齢化によって、林野の維持管理は困難化している。叶津集落では共有林と入会林があるが、道路の除草等の維持管理負担が課題として示された。
 - ・叶津集落では、区の行事として、共有地の八十里越新道のあたりの草刈り管理をしているが、人口の高齢化・減少によって年々困難化している。

[入会地の保全・運用に関わる事項]

4. 入会地・林地の活性化のための管理体制の工夫・整備の必要性が指摘された
- ・入会地の資源管理は個別集落の対応には限界があるため、横断的な連携が可能となる体制も併せて検討する必要性が指摘された。
 - ・集落の活性化につながるイベントも検討して欲しいという要望があった。
 - ・ゼンマイ折りは地元住民が行い、加工を他に任せることは可能であるため、工夫すれば新たな対応の余地があることが分かった。（*入会地（国有林の共用地）利用は、地元住民が国有林との1:1の契約によって可能となるものであり、契約者以外のものは利用できない。）
5. 入会地資源の希少性を踏まえた活用面でのルール化の検討が提起された
- ・入会地ではゼンマイ・ワラビ、キノコなどのほか、民芸に使う蔓類の需要があるが、今後の利用の増加によっては希少資源の争奪が生じる可能性が予測される。
 - ・部会の検討会では、何らかのルール化が必要との意見があった。
6. 外部機関と協議・調整の場の確保の必要性
- ・事務局は、今回の部会報告を踏まえて推進協議会で答申書を作成し、道路建設主体である国や県に要望書を提出することも検討していると説明した。
 - ・部会の検討会では、要望提出に止まらず、協議・調整の場の設定が必要であることが指摘された。
7. 自然と人間の関わりに関する理解の深化に対する方策・支援
- ・かつては自然との密接な関係によって生活が成り立っていたが、その関係性の八十里越開通後の変化に対して、住民もどう対応すべきか見えていない。部会検討会では、これに対応するには直接的な利害だけでなく、もっと深いところまで論議し、支援していく必要があることが指摘された。
 - ・地元住民が他者と連携して、採取や自然とのかかわりを学ぶ「学校」のようなものも必要との提案があった。地域の老人等が先生となり、来訪者と共に学ぶような場がイメージされる。

[住民との連携]

8. 住民から情報のフィードバック要望

- ・住民から、部会・支援委員会・推進協議会で対策を立てていく経緯について、適宜の地元へフィードバックが欲しいとの要望があった。
- ・部会の議論では、住民のチェックに対する応答等を通じた連携と支援の必要性が指摘された

令和元年度 日本ユネスコエコパークネットワーク大会 報告書

日	時	令和元年7月24日(水)	午後 1時00分 ~ 午後 5時40分
場	所	東京都千代田区 3×3 Lab Futuer	
出席者	別紙名簿のとおり		
只見 BR 参加者	会長(只見町長)、プナセンター長、只見ユネスコエコパーク推進専門監、中野陽介、渡部はるか		
<p><日本ユネスコエコパークネットワーク総会> ※内容は別紙総会資料のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告 ユネスコエコパークの新規登録について(甲武信 BR) ・議案第1号 日本ユネスコエコパークネットワーク規約の改正について → 原案のまま承認 ・議案第2号 平成30年度事業報告及び収入支出決算について → 原案のまま承認 ・議案第3号 令和元年度事業計画(案)及び収入支出予算(案)について → 原案のまま承認 ・議案第4号 役員改選(案)について → 原案のまま承認 ・新旧役員挨拶 旧会長(綾町長)、新会長(白山市長)、新副会長(只見町長) <p><日本ユネスコエコパークネットワーク講演会次第> ※別紙資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに1件認証を受け、国内のユネスコエコパークは10件となった。国際的な動向も踏まえて、今後各地域がユネスコエコパークに関する活動を展開していくのが良いかについて講演いただいた。 <p><日本ユネスコエコパークネットワーク報告会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1部 イオン環境財団との連携事業について (国際会議での協力、JBRN 大会会場への協力等もいただいている) ・第2部 国内におけるユネスコエコパークの新規登録について (甲武信 BR より、改めて概要について紹介と説明を頂いた) ※別紙参照 今後、甲武信ブランド推進ワーキンググループ(仮称)を設置し、ユネスコエコパークの利活用について検討を行う予定。 ・第3部 国内におけるユネスコエコパークの取組状況について ※別紙参照、スライド資料はありません (各 BR より、スライド及び活動報告資料を用いて現在の状況を報告) ※特記事項があった BR については、以下に記載します。 <ul style="list-style-type: none"> 【白山】 BR 域が4県7市町村にまたがる為、幹事会及びWGを持ち回りで月1回実施。併せて現地研修を行っている。 【祖母・傾・大崩】 林地の植生回復のため植林を実施しており、鹿の食害を防ぐためボランティアと共にシカネットを設置する等の活動を行っている。国有林内のイタヤカエデの樹液について売買契約を締結し、メイプルシロップの製造を行っている。 【綾】 綾ユネスコエコパークセンターの開設(2018年～) BRに係る展示を行うと共に情報発信を行う拠点施設。サテライトオフィスも兼ねており、大学との連携調査の活動拠点としても利用されている。町民を中心に利用されており教育の場としても活用。新規施設はできたが、配置人数は削減された。 【志賀高原】ゾーニングを変更に向け各種調査を予定。閉鎖スキー場の森林再生を目的とした植樹活動。地元小学生による。自生種を使った植樹用の育苗(播種、稚樹採取)等。 【南アルプス】ライチョウサポーター制度(※サポーター養成講座をH28年より3年間実施)。現在954 			

名（1/3がBR域内3県以外在住）がサポーターとして任命され、登山時のライチョウの目撃情報を集積している。

【みなかみ】生物多様性保全推進支援事業（イヌワシ、ニホンジカの調査を3年間で行う予定）、SDGs 未来都市として、自伐型林業への取組。住民が森林整備を行う。3年間で150人が林業の研修を受けている。薪ストーブの購入補助金制度を今年から実施。今のところ新規導入者の購入は無く、導入済みの方が薪ストーブを新調または修繕するために利用されている。

*質疑応答等

・飯田（日本MAB計画支援委員会）

各BRの取組は、各地域の特色や活動の蓄積がわかりとても良かった。日本の事例は、海外にとってほしい情報であると感じたため、是非海外のネットワークに広めたり、海外の方と協力して地域の取組を行う等してほしい。

・松井（日本MAB計画支援委員会）

綾町や志賀高原の発表に森林再生の事例があったが、植樹するにあたりその苗木の遺伝的な組成の割合は、とても重要だと考えられる。地元産の苗木を使用していると思うが、状況がわかれば教えてほしい。

（綾BR）町内産だけではなく、県産の苗木を使用しています。

<閉会> 17:40

日本ユネスコエコパークネットワーク
2019大会プログラム



志賀高原



綾



みなかみ



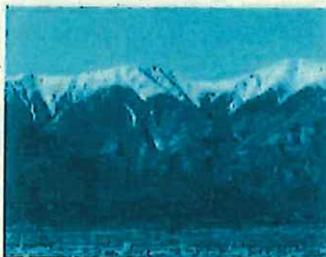
只見



日本ユネスコ
エコパーク
ネットワーク
Japanese
Biosphere Reserves
Network



白山



南アルプス



甲武信



祖母・傾・大崩

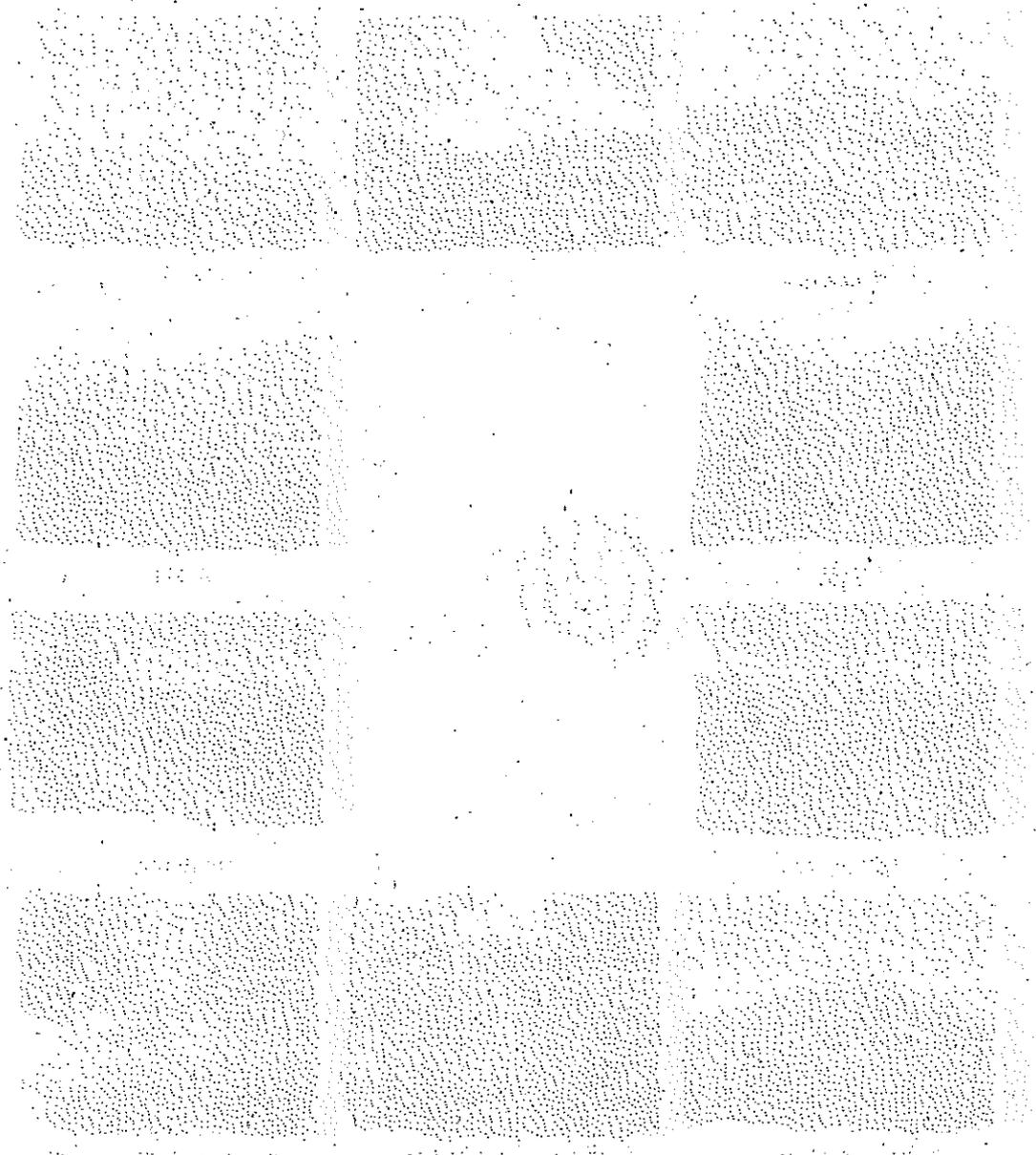


屋久島・口永良部島



大台ヶ原・大峯山・大杉谷

主催：日本ユネスコエコパークネットワーク
後援：日本ユネスコ国内委員会 日本MAB計画支援委員会
日程：令和元年7月24日（水）
会場：3×3 Lab Future（東京都千代田区）



日本ユネスコエコパークネットワーク大会

開催概要

- 1 主催 日本ユネスコエコパークネットワーク
- 2 後援 日本ユネスコ国内委員会
日本MAB計画支援委員会
- 3 期日 令和元年7月24日(水)
- 4 会場 3×3 Lab Future
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー・JXビル1F

5 スケジュール

7月24日(水)

- | | |
|-------------|--|
| 13:00~14:00 | 日本ユネスコエコパークネットワーク総会 |
| 14:20~14:40 | 講演会
「ユネスコエコパークのこれから」 |
| 14:40~15:00 | 報告会
【第1部】
「イオン環境財団との連携事業について」 |
| 15:20~17:00 | 【第2部】
「国内におけるユネスコエコパークの新規登録について」
【第3部】
「国内におけるユネスコエコパークの取り組み状況について」
10分 × 10地域 |
| 17:00~17:10 | 質疑・意見交換 |
| 18:00~20:00 | 交流会
「芳味亭」(同会場 地下1F)
会費:お一人5,500円(当日徴収します) |

プログラム

7月24日(水)

12:00～ 受付(場所: 3×3 Lab Future)

13:00～14:00 (場所: 3×3 Lab Future)

日本ユネスコエコパークネットワーク総会

司会: 入田 賢一 (日本ユネスコエコパークネットワーク幹事長)

挨拶: 初田 学 (日本ユネスコエコパークネットワーク会長)

: 平下 文康 (文部科学国際戦略官・日本ユネスコ国内委員会副事務総長)

: 松田 裕之 (日本MAB計画支援委員会 委員長)

議長: 日本ユネスコエコパークネットワーク 会長

議事: 議案第1号 日本ユネスコエコパークネットワーク規約の改正(案)について

議案第2号 平成30年度事業報告及び決算報告について

議案第3号 令和元年度事業計画(案)及び予算(案)について

議案第4号 役員改選(案)について

14:20～14:40 (場所: 3×3 Lab Future)

講演会

司会: 入田 賢一 (日本ユネスコエコパークネットワーク幹事長)

題目: 「ユネスコエコパークのこれから」

講師: 秦 絵里 (文部科学省 国際統括官付)

14:40~15:00 (場所: 3×3Lab Future)

報告会

【第1部】

司会: 入田 賢一 (日本ユネスコエコパークネットワーク幹事長)

○報告

「イオン環境財団との連携事業について」

報告者: 河野 円樹 (日本ユネスコエコパークネットワーク事務局)
西方 治樹 (イオン環境財団)

～休憩～

15:20~17:10 (場所: 3×3 Lab Future)

報告会

【第2部】

司会: 入田 賢一 (日本ユネスコエコパークネットワーク幹事長)

○報告

「国内におけるユネスコエコパークの新規登録について」

報告者: 甲武信ユネスコエコパーク

【第3部】

司会: 入田 賢一 (日本ユネスコエコパークネットワーク幹事長)

○報告

「国内におけるユネスコエコパークの取り組み状況について」

報告者: 各ユネスコエコパーク担当者

各10分×10地域

18:00~20:00 (場所: 芳味亭 (同会場地下1F))

交流会

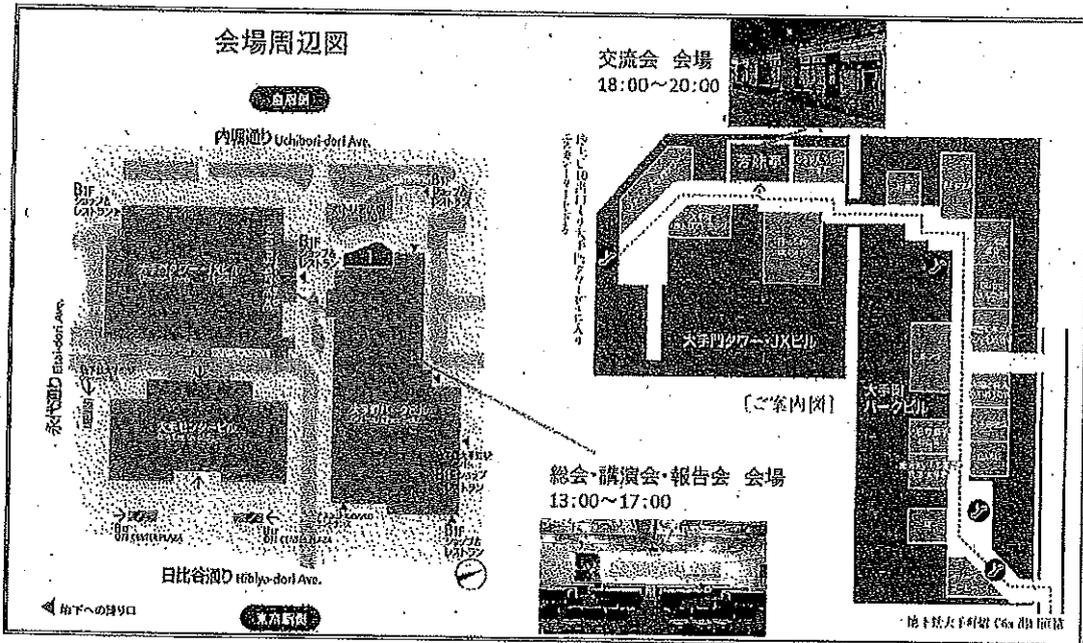
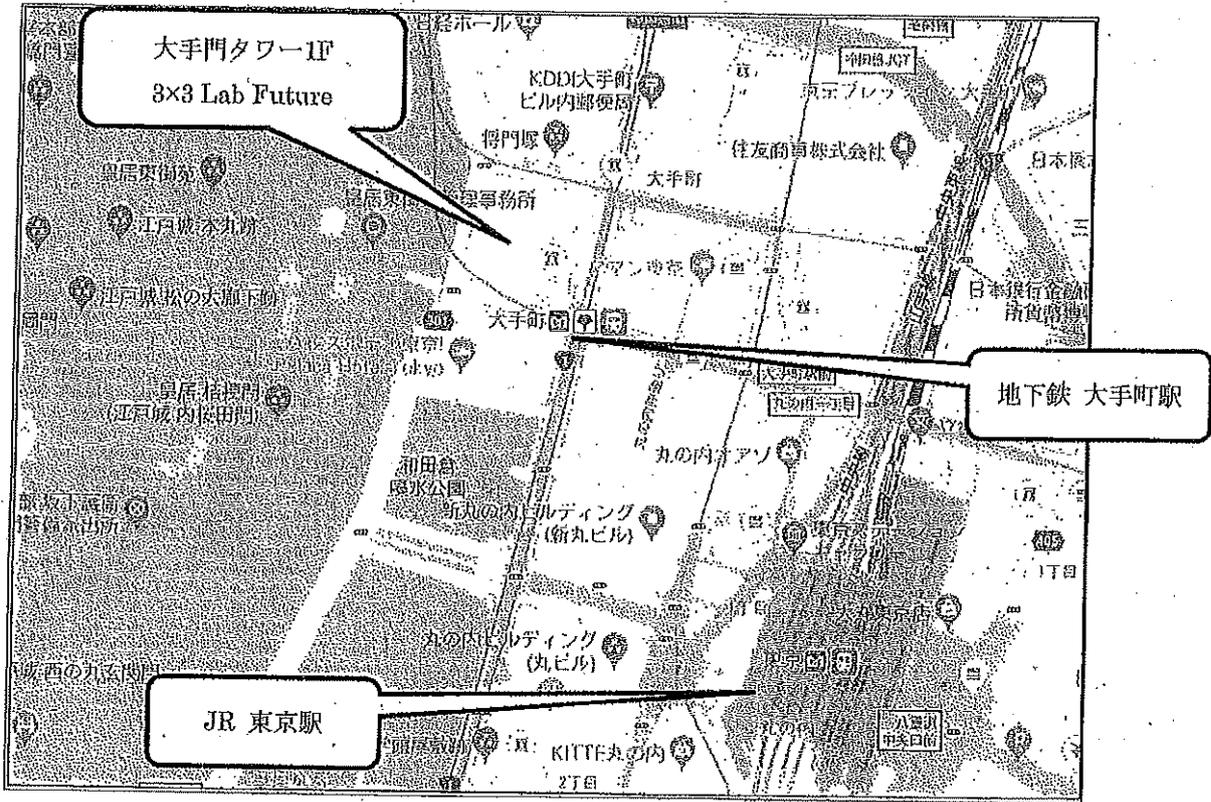
司会: 西村 一美 (日本ユネスコエコパークネットワーク幹事長)

会費: お一人5,500円 (当日徴収します)

○JBRN大会参加者による交流会を開催します

解散

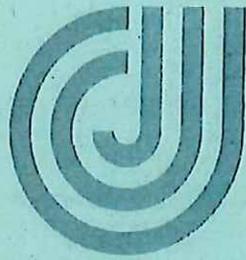
会場周辺図





日本ユネスコエコパークネットワーク

令和元年度総会資料



日本ユネスコ
エコパーク
ネットワーク
Japanese
Biosphere Reserves
Network

令和元年7月24日(水)
於:3X3Lab Future(東京都)

日本ユネスコエコパークネットワーク

日本ユネスコエコパークネットワーク
令和元年度総会 議事次第

日 時：令和元年7月24日（水）13:00～14:00
場 所：3×3 Lab Future 1階会議室（東京都）

（司会進行） 日本ユネスコエコパークネットワーク事務局長 入田 賢一

開 会

換 拶

（ 日本ユネスコエコパークネットワーク会長 初 田 学
日本ユネスコ国内委員会副事務総長 平 下 文 康
日本MAB計画支援委員会委員長 松 田 裕 之

報 告

ユネスコエコパークの新規登録について

議 事

議案第1号 日本ユネスコエコパークネットワーク規約の改正（案）について
議案第2号 平成30年度事業報告及び収入支出決算について
議案第3号 令和元年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について
議案第4号 役員改選（案）について

par
ole

新旧役員挨拶

旧 会 長 綾ユネスコエコパーク地域連携協議会 会長 初 田 学
新 会 長 白山ユネスコエコパーク協議会 会長 山 田 憲 昭
新 副 会 長 只見ユネスコエコパーク推進協議会 会長 菅 家 三 雄

そ の 他

次回開催候補地 白山ユネスコエコパーク（石川県白山市）

閉 会

「日本ユネスコエコパークネットワーク (JBRN)」 趣意書

21 世紀の自然界を取り巻く環境は、世界的な規模の気候変動、急速な人口構成の変化、産業再編とグローバルな企業間競争など、様々な要因から大きな変革の時代を迎えており、人類は新たな課題に向き合おうとしています。

特に、地方においては、新たな開発のほか、過疎化、若者や企業の大都市圏への流出、地域産業の衰退などの社会環境の変化により、これまで保たれてきた生態系にも大きな影響が懸念されています。

これらの課題を解決するため、ユネスコにおいて、生物多様性の保全と利用を通して地域社会の持続的な発展を目指す「Biosphere Reserve (日本における通称：ユネスコエコパーク)」が推進されています。ユネスコエコパークの取り組みは、各主体の連携を図り、自然や文化を保全・継承しつつ、地域社会を発展させていくものです。

日本でのユネスコエコパークにおいては、それぞれの登録地域が、地域資源を活かし、地域にあったやり方で持続可能な社会を自らの手で創り上げるとともに、登録地域間のネットワークを構築し、調査・研究の成果、事業の戦略、ノウハウ等を共有することで、魅力ある地域づくりの取り組みがより活性化することが期待されています。また同時に、世界のユネスコエコパークとの連携を深めることにより、地球規模の持続可能な社会づくりにもつながります。

このネットワークは、日本国内におけるユネスコエコパーク活動の地域間連携を促進し、一つの地域では対処できないような課題への対応、社会への働きかけなどを行い、ユネスコエコパークの理念に基づいた人間と生物圏とのより良い関係を築いていくことを旨とするものです。

報 告

ユネスコエコパークの新規登録について

令和元年6月17日～21日にフランスのパリで開催されました第31回ユネスコ人間と生物圏(MAB)計画国際調整理事会において、国内で新たに1か所のユネスコエコパークが登録されたことを報告します。

○新規登録ユネスコエコパーク

甲^{こぶし}武信ユネスコエコパーク(山梨県・埼玉県・長野県・東京都)

【協議会名】 甲武信ユネスコエコパーク推進協議会

【構成エリア】 山梨県: 甲府市・山梨市・大月市・北杜市・甲斐市・甲州市・

小菅村・丹波山村

埼玉県: 秩父市・小鹿野町

長野県: 川上村

東京都: 奥多摩町

(議案第1号)

日本ユネスコエコパークネットワーク規約の改正(案)について

日本ユネスコエコパークネットワーク規約の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第8章 <u>日本MAB計画委員会との連携</u> (連携) 第31条 本ネットワークは、 <u>日本MAB計画委員会</u> と緊密に連携し、本ネットワークの活動ならびに各ユネスコエコパークの活動を推進する。	第8章 <u>日本MAB計画支援委員会との連携</u> (連携) 第31条 本ネットワークは、 <u>日本MAB計画支援委員会</u> と緊密に連携し、本ネットワークの活動ならびに各ユネスコエコパークの活動を推進する。

附 則

本規約は、公布の日から施行し、2019年4月21日から適用する。

(議案第2号)

平成30年度事業報告及び収入支出決算について

平成30年度事業報告

1. 会議等

- 平成30年
7月20日(金) ○運営ワーキンググループ(千葉県:イオンタワー)
・JBRN大会について
・各種イベント、国際会議、イオン環境財団等の報告 等
- 平成30年
10月2日(月) ○総会 ※台風のため中止 ⇒ 書面にて議決
・事業報告について
・事業計画(案)及び予算(案)について
- 平成31年
1月21日(月) ○運営ワーキンググループ(東京都:日本自然保護協会)
・JBRNの運営体制について
・各種イベント・国際会議等への対応 等
- 令和元年
6月3日(月) ○運営ワーキンググループ(東京都:日本自然保護協会)
・JBRN大会について
・他制度との連携について 等

2. 広報事業

- 子ども饗が関見学デー(平成30年8月1日～2日)
・文部科学省プログラムに係るJBRNブースの出展
・ポスター展示及び森のかけらストラップ作り体験
- ユネスコスクール全国大会(平成30年12月8日)
・ポスター展示及び各BR・JBRNの取組み紹介
- エコプロ2018(平成30年12月5日～8日)
・イオン環境財団との連携によるポスター展示及びどんぐりストラップ作り体験
- JBRNロゴマークの利用実績
・利用件数 7件
- JBRNホームページの管理
・ホームページの作成作業及び管理運営

3. 国内外のBRに関する情報収集と共有

- 金沢大学国際フォーラム(平成30年7月21日～7月22日 石川県:金沢市)
テーマ「ユーラシア地域をまたぐユネスコエコパークにおける大学教育プログラムの共同開発」
ユネスコエコパーク教育活動事例集 寄稿
次世代のためのユネスコエコパーク 日本・ロシア・ベラルーシにおける多様な人材教育

平成30年度収入支出決算書

収入の部

項 目	H30予算	H30決算	比 較	備 考
繰越金	1,093,923	1,093,923	0	
前年度繰越金	1,093,923	1,093,923	0	
会 費	1,000,000	1,000,000	0	会員会費
正会員	900,000	900,000	0	9地域×100,000円
研究会員	100,000	100,000	0	2地域×50,000円
雑 入	77	9	△68	
預金利息	77	9	△68	預金利息
計	2,094,000	2,093,932	△68	

支出の部

項 目	H30予算	H30決算	比 較	備 考
報償費	200,000	0	△200,000	
講演会等	200,000	0	△200,000	
旅 費	850,000	526,505	△323,495	
会議出席等	850,000	526,505	△323,495	会議・イベント等
需用費	360,000	211,682	△148,318	
事務用消耗品	30,000	10,868	△19,132	JBRN大会事務用品等
印刷製本費	30,000	0	△30,000	
広告宣伝費	300,000	200,814	△99,186	JBRN大会チラシ等
委託料	10,000	35,640	25,640	
ホームページ	10,000	35,640	25,640	サーバ管理費・改修費
役務費	15,000	2,146	△12,854	
郵便料	10,000	2,146	△7,854	
電話料	5,000	0	△5,000	
手数料	320,000	364,353	44,353	
使用料				
振込手数料	20,000	7,776	△12,224	振込手数料等
会議室使用料	300,000	356,577	56,577	総会、幹事会及びWG等
予備費	339,000	0	△339,000	
予備費	339,000	0	△339,000	
計	2,094,000	1,140,326	△953,674	

※会長専決による科目間の流用を認める

収入総額	2,093,932円
支出総額	1,140,326円
差 引	953,606円

監査報告書

平成30年度日本ユネスコエコパークネットワーク取入支出決算について、監査を実施したところ、関係書帳簿並びに証拠書類は適正に処理されていたことを確認しました。

令和元年7月11日

監事

竹野義孝

監事

菅家三雄

(議案第3号)

令和元年度事業計画(案)及び収入支出予算(案)について

令和元年度事業計画(案)

1 会議等

(1) 総会の開催

- ・ JBRNにおける活動内容及び予算等を決定するため総会を開催。
今年度は、3×3Lab Future(東京都)にて開催。

(2) 幹事会の開催

- ・ ワーキンググループで提案された計画等を整理し、総会に付議すべき事項について協議する幹事会を開催。

(3) 運営ワーキンググループの開催

- ・ JBRNの運営に関する仕組みや専門的な分野に対し意見を交換し、まとまった意見を幹事会に提案するためのワーキンググループを開催。

(4) 研修会等の開催

- ・ 各BR等が抱える課題の共有、解決に向けた検討など、BRにおける情報の共有を図るため全体会及び分科会等の開催。
- ・ ユネスコエコパークの活動内容を視察・研修するための会議等の開催。

2 広報事業

(1) 情報発信事業

- ・ JBRNの広報についてはホームページ等を活用した情報発信。
- ・ 子ども霞が関見学デーやユネスコスクール全国大会などユネスコエコパークに関連するイベント等へのブースの出展。イオン環境財団と連携した認知度向上につなげるための情報発信。

(2) オリジナルロゴマーク活用事業

- ・ JBRNの認知度向上を図るためのJBRNロゴマークの活用及び使用に係る管理。

3 ユネスコエコパークに関する情報収集と共有

(1) 国内外におけるユネスコエコパークに関する情報収集と情報共有

- ・ 事務局が中心となり国内外におけるユネスコエコパークに係る情報の集約。
- ・ ネットワーク内での情報共有を図るための情報発信。

令和元年度収入支出予算 (案)

収入の部

項 目	R 1 予算	H 3 0 予算	比 較	備 考
繰越金	953,606	1,093,923	△140,317	
前年度繰越金	953,606	1,093,923	△140,317	
会 費	1,050,000	1,000,000	50,000	会員会費
正会員	1,000,000	900,000	100,000	10 地域×100,000 円
研究会員	50,000	100,000	△50,000	1 地域×50,000 円
雑 入	1,394	77	1,317	
預金利息	1,394	77	1,317	預金利息等
計	2,005,000	2,094,000	△89,000	

支出の部

項 目	R 1 予算	H 3 0 予算	比 較	備 考
報償費	200,000	200,000	0	
講演会等	200,000	200,000	0	シンポジウム講師謝礼
旅費	850,000	850,000	0	
会議出席等	850,000	850,000	0	会議・イベント等
需用費	360,000	360,000	0	
事務用消耗品	30,000	30,000	0	JBRN 大会事務用品等
印刷製本費	30,000	30,000	0	会議資料印刷等
広告宣伝費	300,000	300,000	0	各種イベント参加等
委託料	20,000	10,000	10,000	
ホームページ	20,000	10,000	10,000	HP 管理・改修
役務費	15,000	15,000	0	
郵便料	10,000	10,000	0	
電話料	5,000	5,000	0	
手数料	420,000	320,000	100,000	
使用料	20,000	20,000	0	
振込手数料	20,000	20,000	0	
会議室使用料	400,000	300,000	100,000	総会、幹事会及びWG 等
予備費	140,000	339,000	△199,000	
予備費	140,000	339,000	△199,000	
計	2,005,000	2,094,000	△89,000	

※会長専決による科目間の流用を認める

(議案第4号)

役員改選 (案) について

任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日

〈会 長〉

白山ユネスコエコパーク協議会 会長

(石川県白山市 市長)

山 田 憲 昭

〈副会長〉

只見ユネスコエコパーク推進協議会 会長

(福島県只見町 町長)

菅 家 三 雄

〈監 事〉

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会 会長

(日本文理大学工学部 教授)

杉 浦 嘉 雄

〈監 事〉

綾ユネスコエコパーク地域連携協議会 会長

(宮崎県綾町 町長)

初 田 学

(敬称略)

日本ユネスコエコパークネットワーク会員名簿

(役員任期: 令和元年7月1日～令和3年6月30日)

正 会 員

(JBRN) 役 職	会員名称	代表者 役職	代表者氏名	代表者備考
会 長	白山ユネスコエコパーク 協議会	会 長	山田 憲昭	白山市長
副会長	只見ユネスコエコパーク 推進協議会	会 長	菅家 三雄	只見町長
監 事	祖母・傾・大崩ユネスコエコ パーク推進協議会	会 長	杉浦 嘉雄	日本文理大学 工学部教授
監 事	綾ユネスコエコパーク 地域連携協議会	会 長	初田 学	綾町長
	志賀高原ユネスコエコパーク 協議会	会 長	竹節 義孝	山ノ内町長
	南アルプス自然環境保全活用 連携協議会	会 長	金丸 一元	南アルプス市長
	大台ヶ原・大峯山・大杉谷 ユネスコエコパーク協議会	会 長	大森 正信	大台町長
	屋久島・口永良部島ユネスコ エコパーク地域推進協議会	会 長	荒木 耕治	屋久島町長
	みなかみユネスコエコパーク 協議会	会 長	鬼頭 春二	みなかみ町長
	甲武信ユネスコエコパーク 推進協議会	会 長	長崎 幸太郎	山梨県知事

研究会員

会員名称	代表者 役職	代表者氏名	代表者備考
青森県十和田市	市 長	小山田 久	

日本ユネスコエコパークネットワーク規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本ネットワークは、日本ユネスコエコパークネットワーク（以下「本ネットワーク」）と称する。

2 英語名称は、Japanese Biosphere Reserves Network とする。

3 略称は、JBRN とする。

(目的)

第2条 本ネットワークは、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」）の人間と生物圏（MAB）計画における生物圏保存地域（以下「ユネスコエコパーク」）事業が目指す、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を通じた地域振興、その担い手となる人材の育成、地域文化の振興、その他ユネスコの諸活動の目的の実現を推進するため、日本国内のユネスコエコパーク登録地間の情報交換、交流、協働を通じたユネスコエコパークの活動の発展と向上を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ユネスコエコパーク推進に関する事業
- (2) 情報収集・発信及び普及に関する事業
- (3) 各種要望活動に関する事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本ネットワークは、次の区分の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 日本国内のユネスコエコパーク登録地の管理運営団体。但し、1つのユネスコエコパーク登録地に対して、正会員となることができる管理運営団体は1つに限る。
- (2) 研究会員 ユネスコエコパークの登録を目指す自治体、または自治体を含む地域団体
(年会費)

第5条 正会員は、年会費10万円を納入しなければならない。

2 研究会員は、年会費5万円を納入しなければならない。

3 会員が納入した年会費は、返還しない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、会長に届け出ることにより、入会することができる。

(退会)

第7条 会員は、会長に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(オブザーバー)

第8条 本ネットワークに、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が選任する。

第3章 組織

(役員)

第9条 本ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会において、正会員に属する者のうちから正会員の互選により選任する。

(役員職務)

第10条 会長は、本ネットワークを代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、本ネットワークの会計その他の事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年間とする。但し、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 前2項の規定にかかわらず、役員が属していた正会員で役職の異動があったときは、前任者は辞職し、新任者が役員を引き継ぐものとする。この場合において、当該役員の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 研究会員及びオブザーバーは、総会に出席することができる。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他、幹事会から付託された事項

(開催)

第14条 総会は、会長が招集し、原則として毎年度1回開催する。

2 緊急に議決すべき事項が生じた場合において、会長が総会を招集するいとまがないと認めるとき、書面をもって総会を開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決に加わることができる。

3 前項ならびに第14条第2項の規定により議決に加わる正会員は、第1項の適用について、総会に出席したものとみなす。(議決)

第17条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第5章 幹事会

(幹事会)

第18条 本ネットワークに、その業務を円滑に推進するために、幹事会を置く。

(構成)

第19条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(幹事)

第20条 幹事は、それぞれの正会員において、それぞれの正会員に属する者のうちから、1名ずつ選出するものとする。

(幹事長)

第21条 幹事会に幹事長1名を置き、会長の属する正会員から選出された幹事をもって充てる。

2 幹事長は、幹事会を代表し、その業務を総理する。

3 幹事長の任期は、会長と同一期間とする。但し、再任は妨げない。

4 第11条第2項ならびに第3項の規定は、幹事長の任期についても準用する。

(副幹事長)

第22条 幹事会に副幹事長1名を置き、副会長の属する正会員から選出された幹事をもって充てる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 副幹事長の任期は、副会長と同一期間とする。但し、再任は妨げない。

4 第11条第2項ならびに第3項の規定は、副幹事長の任期についても準用する。

(権能)

第23条 幹事会は、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会から付託された事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第24条 幹事会は、幹事長が招集し、原則として毎年度2回開催する。

2 緊急に議決すべき事項が生じた場合において、幹事長が幹事会を招集するいとまがないと認めるとき、書面若しくは電磁的方法をもって幹事会を開催することができる。

(議 長)

第 25 条 幹事会の議長は、幹事長が務める。

(定足数)

第 26 条 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2 幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面若しくは電磁的方法をもって議決に加わることができる。

3 前項ならびに第 24 条第 2 項の規定により議決に加わる幹事は、第 1 項の適用について、幹事会に出席したものとみなす。

(議 決)

第 27 条 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第 28 条 幹事会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 29 条 本ネットワークに、その事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 会計

(会 計)

第 30 条 本ネットワークの会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月末日に終わる。

2 会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 8 章 日本 MAB 計画支援委員会との連携

(連 携)

第 31 条 本ネットワークは、日本 MAB 計画支援委員会と緊密に連携し、本ネットワークの活動ならびに各ユネスコエコパークの活動を推進する。

第 9 章 補則

(補 則)

第 32 条 この規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本規約は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 全面改正後の本規約は、2015年10月6日より施行する。
- 2 前項の全面改正の施行日以降、最初の会計年度の年会費については、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、免除するものとする。
- 3 第1項の全面改正の施行日以降、最初に選出される役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、施行日から2017年6月末日までとする。
- 4 第1項の全面改正の施行日以降、最初の会計年度については、第30条第1項の規定にかかわらず、施行日から2016年6月末日までとする。

附 則

- 1 本規約は、公布の日から施行し、2019年4月21日から適用する。

JBRN 運営ワーキンググループ会議 次第

日 時：令和2年1月31日（金）13：15～

会 場：みなかみ町観光センター2F会議室

（群馬県利根郡みなかみ町月夜野 1744-1）

1 開 会

2 開会のあいさつ

3 出席者確認

※自己紹介及び座長選出

4 協議事項

(1) 報告

「ユネスコエコパークに関連する動きについて（文部科学省 秦様より）」

「ユネスコチェアについて（MAB 計画支援委員会 松田委員長より）」

(2) JBRN大会について

・JBRN大会開催概要

(3) 各種 イベント・国際会議等について

・子ども霞ヶ関見学デー

・ユネスコスクール全国大会

・EABRN

(4) イオン環境財団との連携について

・各BR・イオン連携について

・今後のJBRN・イオン連携について

・PRビデオについて

・その他検討事項

5 その他

6 閉会あいさつ

7 休憩

8 研修会 「BR内での大規模開発問題について」

綾BR等の事例を検討

9 報告会 「みなかみBRの取組について」

10 締あいさつ

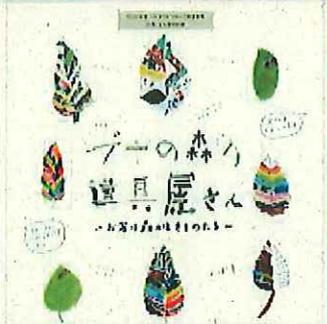
只見ユネスコエコパーク ホームページをリニューアルしました！

<http://tadami-br.jp/>

	ユネスコエコパークとは (Biosphere Reserve)	只見ユネスコエコパーク (Tadami BR)	只見の自然と暮らし	ユネスコエコパークへの 取り組み	Links
---	------------------------------------	----------------------------	-----------	---------------------	-------



豪雪が育んだ自然と生活・文化を守り、活かす
只見ユネスコエコパーク
 Tadami Biosphere Reserve

Information	Event Information	
<p>2020年 1/14 「自然首都・只見」学術調査研究成果発表会 についてのお知らせを掲載</p> <p>1/7 ユネスコエコパークへの取り組みを更新 ● 只見子ども芸術計画</p> <p>2019年 12/24 ①イベントのお知らせを追加 ②「只見子ども芸術計画-ブナの森の道具屋さん展」のお知らせを更新 ③ユネスコエコパークへの取り組みを更新 ● 只見子ども芸術計画</p>	 <p>只見子ども芸術計画-ブナの森の道具屋さん展 <展示場> ただみ・ブナと川のミュージアム 休憩室</p>	 <p>「自然首都・只見」学術調査研究成果 発表会 (内容) 詳しくは、PDFをご覧ください。</p>

- コンテンツ： ユネスコエコパークとは？
 只見ユネスコエコパークについて
 只見の自然と暮らし
 ユネスコエコパークへの各種取組
 イベント情報 など

お問い合わせ 只見ユネスコエコパーク推進協議会事務局（ふるさと館田子倉内）
 〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字田中 1299 番地
 Tel/Fax.0241-72-8466



報告事項について

所 属：電源開発株式会社

東日本支店田子倉電力所

職氏名：所長代理 三浦高德

報告事項名	滝調整池堆砂処理計画の確実な実施に伴う土砂置場の設置について
内容	<p>背 景：当社では、滝調整池堆砂処理計画として、土砂堆積に伴う洪水水位上昇による浸水被害防止のため、流入し堆積している土砂を浚渫等を行っている。年間10万m³程度の土砂を継続的に浚渫等行う必要があるため、搬出（保管）する場所が必要になっている。なお、撤去した土砂の一部は、有効利用の促進に努める。</p> <p>事業内容：滝調整池から浚渫等した土砂を搬出（保管）するため、蒲生川上流北山地区に土砂置場を設置し、令和元年9月より搬入を行っている。</p> <p>場所：只見町蒲生区北山地区 面積：約 40,300 m²</p> <p>取組み：本土砂置場がユネスコエコパークのエリア内（移行地域）に設置されていることに鑑み、土砂置場の設置、土砂の運搬に際しては、関係する河川法、森林法、自然公園条例および景観条例等、既存の法令等の申請・届出にあたり、只見町をはじめ関係機関と相談のうえ、所要の許認可を得て実施している。</p> <p>また、土砂の運搬にあたっては未舗装区間の粉塵低減等のため、道路舗装を行うこと等、地元の皆さまにご理解を頂いたうえで、安全確保と生活環境への配慮を行い、実施している。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

令和元年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会
構成員によるユネスコエコパークへの取り組みについて

一覧

只見町

- ① 「只見町の野生動植物を保護する条例」の運用
- ② 「ただみ観察の森」整備事業
- ③ 巨樹・巨木の保全（ナラ枯れ防除）
- ④ 大曾根湿原の保全
- ⑤ 「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業
- ⑥ 自然環境・社会文化基礎調査「只見町における古民家の実態調査」
- ⑦ 沼ノ平総合学術調査
- ⑧ 只見町公認自然ガイド育成事業
- ⑨ 「ただみ豪雪林業体験・観察の森」整備事業
- ⑩ 只見子ども芸術計画
- ⑪ 「自然首都・只見」伝承産品ブランド化事業
- ⑫ 只見ユネスコエパーク活動支援補助金交付事業

只見町教育委員会

- ① ユネスコスクール推進事業
- ② 伝統芸能保存推進事業
- ③ 八十里越調査事業

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署

- ① 令和元年度カシノナガキクイムシ防除事業
- ② 令和元年度沼の平定点観測
- ③ 令和元年度希少野生生物保護管理対策委託事業

福島県南会津地方振興局

- ① 只見ユネスコエコパークごみ持ち帰り運動

福島県南会津地方振興局

- ① 【入叶津道路】道路橋りょう整備（再生・復興）
- ② 元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業

株式会社東邦銀行只見支店

- ① ESG への取組み

只見町観光まちづくり協会

- ① 只見町ガイド組織の設立

JA 会津よつば 只見支店

- ① 環境にやさしい農業の実践

伊北地区非出資漁業協同組合

- ① 水産資源維持管理事業

南会津西部非出資漁業協同組合

- ① 放流事業及び放流体験

只見地区区長連絡会

- ① 只見学の推進・遊歩道整備事業

明和地区区長連絡協議会

- ① 自然環境と地域資源を生かした集落（地域）活性化事業

只見婦人会

- ① 自然環境次世代継承事業

朝日婦人会

- ① 資源再利用事業

明和婦人会

- ① 環境保全・伝統継承

日本MAB計画支援委員会

- ① 横浜国大 Next Urban Lab “MAB”

公益財団法人日本自然保護協会

- ① 母と子のネイチャースクール in 只見

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町①

事業名	「只見町の野生動植物を保護する条例」の運用
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	平成26年に只見町が制定した「只見町の野生動植物を保護する条例」に基づき、町内の野生動植物の保護・保全を図り、地域の持続可能な発展を目指します。
実施期間	令和元年4月 ～ 令和2年3月
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) <ul style="list-style-type: none"> ・只見町野生動植物保護監視員の委嘱（一般町民15名+町職員3名） ・只見町役場HPでの情報発信 ・町内の主要道路、林道沿いに野生動植物条例を周知する横断幕の設置 ・只見町野生動植物保護監視員の活動報告会の開催（3月22日実施予定） ・特別採捕許可申請7件、うち7件許可
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	条例制定前に比べて山野草の盗掘被害やライトトラップの報告件数は減少傾向にあります。
今後の課題と取組	山野草の盗掘被害やライトトラップについて、依然として被害が認められるため、条例の周知に努めるとともに、保護監視員との連携を図っていく。 公共事業や一般企業での事業にあたって条例の遵守を求めるように働きかける必要がある。



2019年4月28日午前10時ごろ
国道289号杉沢・深沢付近で盗掘されたカタクリ（写真上）と現場付近（写真下）
違反者は町外の老夫婦で、監視員（町職員）の注意により対応

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町②

事業名	「ただみ観察の森」整備事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見ユネスコエコパーク地域内の自然環境や野生生物の実状を理解し、身近に触れて貰うこと、また、その保全を図ることを目的として、「ただみ観察の森」の整備を行います。
実施期間	令和元年7月
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 整備済み観察の森 [ブナ林]…下福井、樫戸、梁取 [コビソヤナギ]…荒井原、杉沢 [ブナあがりこ]…蒲生 [コナラあがりこ]…黒沢 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・下福井、梁取は、区に業務委託により実施（7月）。 ・只見町ブナセンター主催で、観察の森観察会（主に町民対象）を開催（樫戸ブナ：7月20日、杉沢コビソ：10月5日、黒沢あがりこ：11月10日）
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	令和元年度は、ブナセンター主催の観察会のほか、町内教育機関での学校教育、放課後こども教室、企業研修、学術調査研究のフィールドなどで利用され、只見の自然を観察、理解することに繋がりました。
今後の課題と取組	現状整備されている観察の森については、教育機関の環境教育あるいは視察研修の場として利用されるほか、一般の方でも事前にただみ・ブナと川のミュージアム（只見町ブナセンター）において観察の森の利用についての説明を受けたのち入林することができる体制になっている。こうした手続きは、観察の森のオーバーユース（過剰利用）を防ぐほか、観察の森が集落近くにあることから森の利用による住民生活を妨げることなく、自然環境の保全と持続可能な利用を両立させるためのものです。 次年度は、より広く公開でき、身近で観察できる森として深沢地区に整備予定。需要もあることから、そうした森を整備できるかの検討が必要と考えます。

只見町③

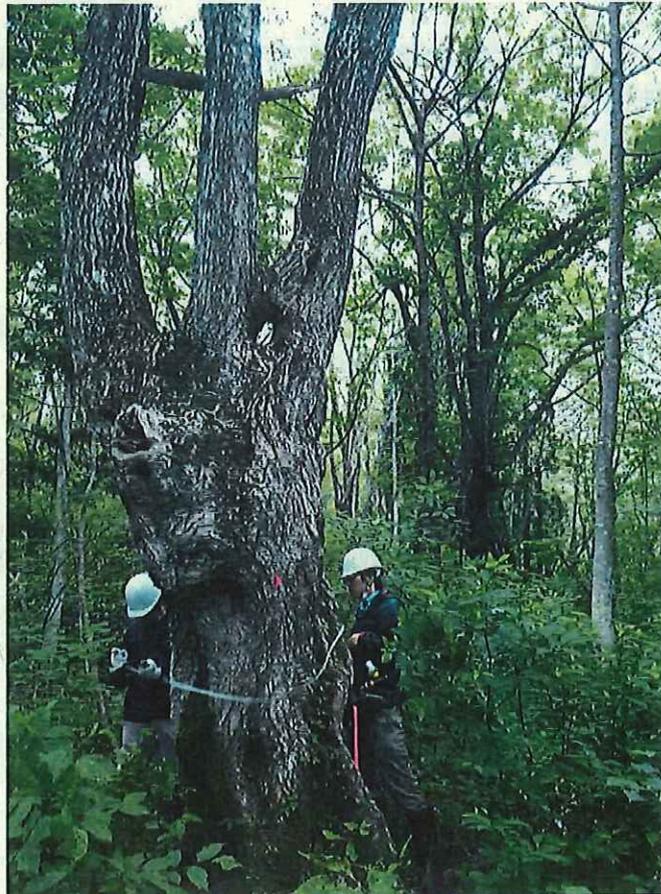
事業名	巨樹・巨木の保全（ナラ枯れ防除）
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	巨樹・巨木は、地域の自然度の高さを表す指標であり、教育や観光の資源ともなり、その保全を図ることは重要です。只見ユネスコエコパーク域内には、主なものとして全国的にも珍しいあがりこ型樹形のコナラの巨木群が存在します。しかし、ナラ枯れの影響を受けており、一部が枯損被害を受けています。よって、当該巨木群を保全するため、ナラ枯れ防除を実施するものとします。
実施期間	令和元年6月 ～ 令和元年7月
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） 只見町ブナセンターの職員によって黒沢区薪平のコナラあがりこ巨木68本、館ノ山7本に殺菌剤（ウッドキングDASH）注入作業を行いました
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） 殺菌剤を注入した幹についてはナラ枯れを防除され、一定程度の巨樹・巨木の保全が図られました。
今後の課題と取組	ウッドキングDASHの注入時期は例年初夏に行っていたが、秋注入がより効果的であるとの研究事例がある。また、ウッドキングDASHに耐性のあるナラ菌が存在する可能性が指摘されている。次年度は、山形県の研究者の協力のもと、秋注入と新薬試験を実施する予定。

全国的にも珍しいコナラの巨樹・巨木（あがりこ型樹形）

地域住民による過去の薪炭材利用の結果出来上がったもので人と自然との関わりを物語る



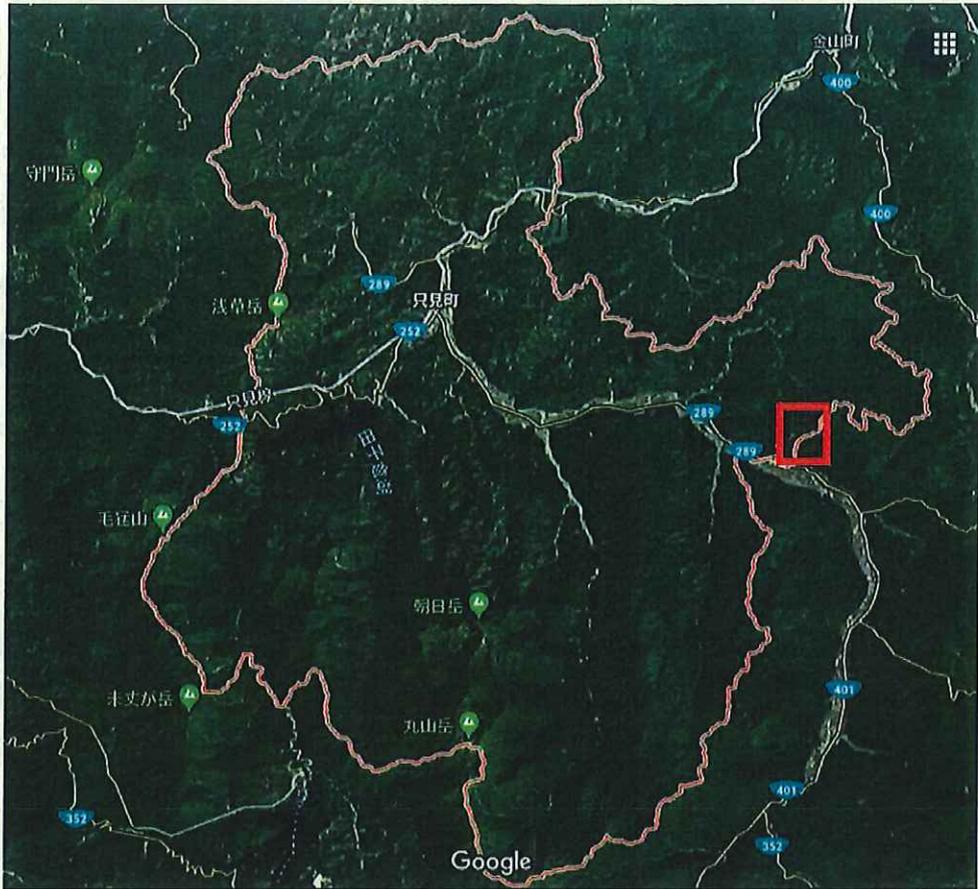
殺菌剤注入でナラ枯れを防除



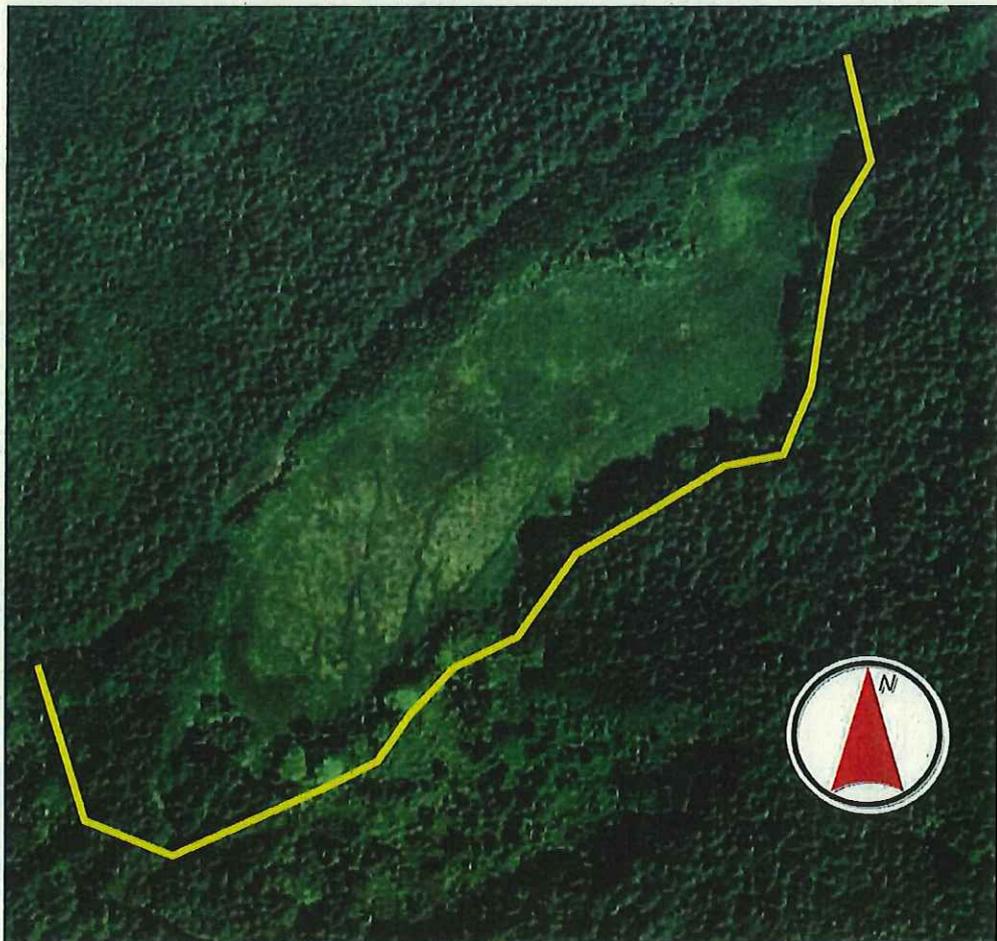
令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町④

事業名	大曾根湿原の保全
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください。 ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	湿原は、そこに依存的に生育する動植物が存在し、さらには希少種も多く出現します。すなわち、地域の生物多様性に大きく貢献するものです。只見ユネスコエコパーク内にある大曾根湿原は只見町の天然記念物に指定されていますが、湿原内に設置された木道が不朽し、容易に人が湿原内に踏み込むことができしまい、さらには、木道が水の流れを滞り湿原植生の衰退を招いています。そこで、平成27年度に、木道の撤去（一部）を行い、湿原の保全を図り、さらに、湿原を観察できるように別途周遊道の整備を行っています。今年度も引き続き周遊道の整備・維持を行います。
実施期間	令和元年7月14日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 7月14日に梁取区(委託)の町民方々とブナセンター職員の立会のもと湿原の周囲に周遊道の整備(刈り払い)、道標の交換、旧排水路の残材を使った埋め立てを行いました。併せて、
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) ・湿原環境に対する人的な影響は回避できています。 ・周遊道を利用することで湿原環境を観察できる状況になっています。
今後の課題と取組	・過去に(戦後)の食糧難を背景に、湿原の水を抜き田畑にするために設置された排水路跡があり、現在もそこから水が流出している状況が続いています。周遊道整備に合せ、この排水路を埋める作業を行っていますが、今後も経過を見守り、適宜対策を講じる必要があります。 ・湿原を解説・案内する看板が古くなっているため新規のものを設置することを検討する必要があります(只見町教育委員会と要調整)。



大曾根湿原の位置 (赤線枠)



湿原周遊道の整備 (黄色線)

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑤

事業名	「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展
事業目的	「自然首都・只見」のブランド確立のため、科学的評価を行うとともに、住民への学習機会の充実等、研究成果の活用を図るため、只見町の自然環境や生物多様性の保全・再生・活用に関する基礎研究から応用研究など、町内に存在する事象や課題に関する研究あるいは研究集会を実施する大学、研究機関等を対象として助成を行うものです。
実施期間	令和元年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) <ul style="list-style-type: none"> ・3月末～5月上旬まで公募した結果、9件の申請あり。 ・審査の結果、8つの大学等について助成金を交付決定。 ・1月26日に成果発表会を実施、44名の参加者。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・只見町の自然や生活文化に関する新たな知見の発見 ・研究者の交流人口の増 ・地域住民への学習機会の充実
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・得られた成果について、学術雑誌、学会などでの発表、ブナセンター紀要への掲載を求めてゆきます。

助成研究テーマと助成研究者一覧

No.	研究テーマ	助成研究者 代表	所属
1	多雪地域におけるブナの個体間・個体内の開葉フェノロジー	西坂志帆	横浜国立大学大学院 環境情報学府 自然環境専攻 生態学プログラム
2	ゲノム分析による多雪地植物（ブナとユキツバキ）の個体数変化の推定	阪口翔太	京都大学 大学院 地球環境学堂
3	只見町に生息する水生双翅目昆虫の多様性と保全	榎永一宏	滋賀県立琵琶湖博物館
4	伊南川におけるハリエンジュとヤナギ類の分布様式に及ぼす河川環境と生理生態的要因	平山こころ	新潟大学農学部生産環境科学科
5	只見町に自生するトキソウの遺伝的多様性の評価と保全	長尾賢治	京都教育大学教育学部
6	只見町に伝わる生物資源利用に関する伝統的生態学知識の保全と活用	小柳知代	東京学芸大学環境教育研究センター
7	実験化におけるヤマアカガエル幼生とクロサンショウウオ幼生の誘導防衛および誘導攻撃に関する表現型可塑性	阿部晴恵	新潟大学佐渡自然共生科学センター
8	只見町の植物資源における機能性物質の探索と応用	目黒周作	茨城キリスト教大学 生活科学部 食物健康科学科

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑥

事業名	自然環境・社会文化基礎調査「只見町における古民家の実態調査」
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください。 ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見地域には曲がり屋に代表される古民家が存在します。こうした古民家はこの地域の代表的な景観を形成しているとともに住民の伝統的な生活文化を知るうえでの重要な文化財と言える存在です。その一方で、現在、生活様式の変化や老朽化に伴う新築や過疎高齢化に伴い、空き家化して維持管理できなくなった古民家の解体が進んでおり、古民家のその保全が求められています。そこで、平成28～30年にわたり信州大学へ町内の古民家の保全策を検討するための基礎資料を得ることを目的とした町内の古民家の分布状況と個々の古民家の特徴に関する調査研究を委託し、実施してきました。令和元年度については、追加の調査を行う。
実施期間	令和元年度内
実施内容	信州大学に業務委託で実施。 (1) 追加の古民家調査 (ヒアリング調査、物件調査：9月、10月) (2) 報告書作成（作成中）
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	・只見地域の古民家に関する基礎的な資料（古民家を通じた過去の地域住民と自然との関わり、古民家の詳細な構造、間取りや建材の樹種など）を集積することができています。
今後の課題と取組	・これまでの4ヶ年の成果報告書の作成



ヒアリング調査の様子

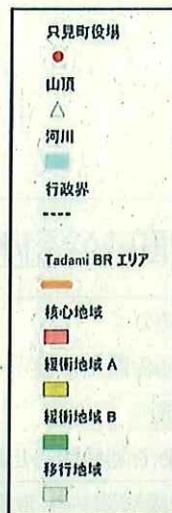
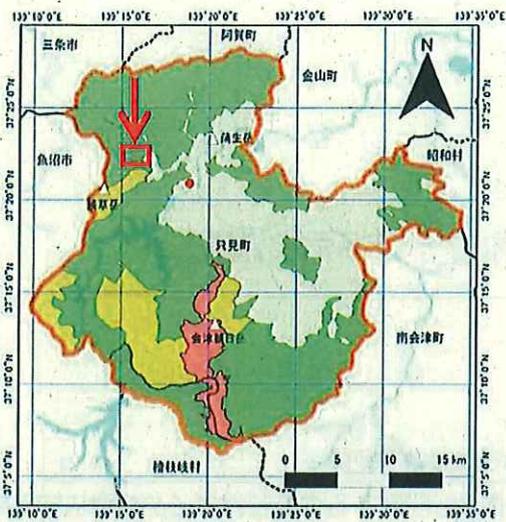


調査を行った信州大学教育学部の学生

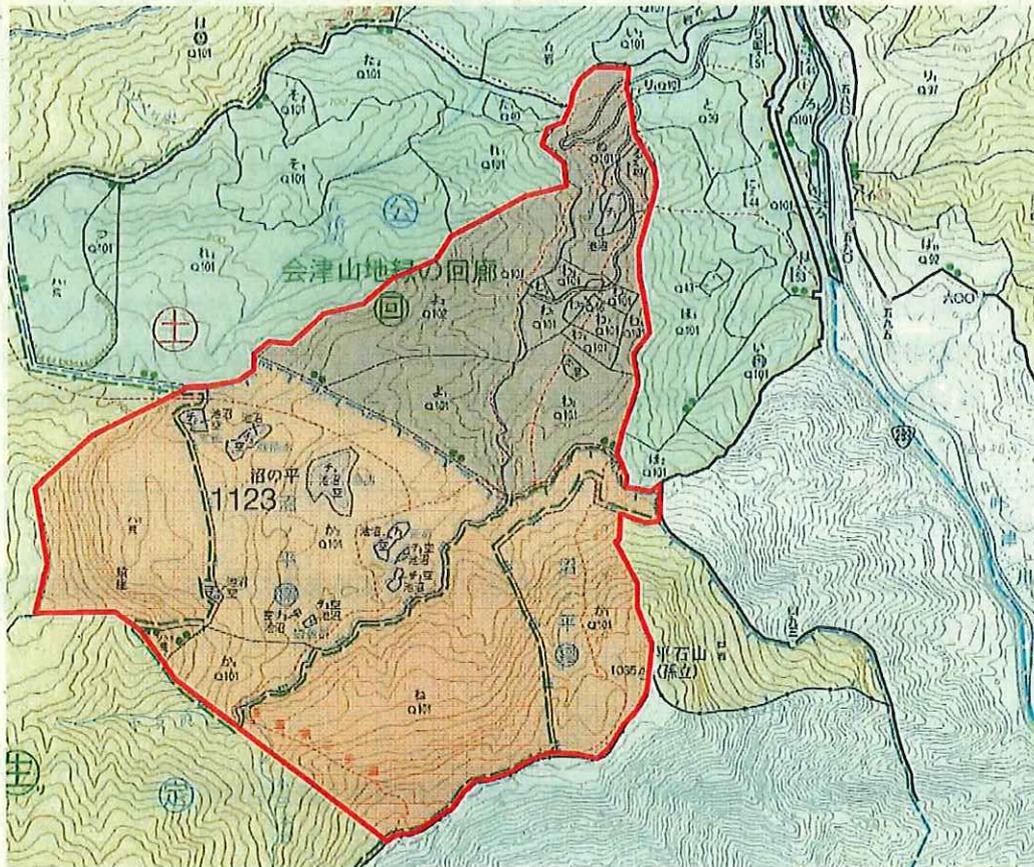
令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑦

事業名	沼ノ平総合学術調査
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	浅草岳の北東部に位置する沼ノ平の自然環境、生物相および生態系について調査し、得られた情報をもとに今後の沼ノ平の管理（保護・保全・利用）方針について検討するものです。
実施期間	令和元年度内（平成28～令和2年度まで、4年間計画）
実施内容	新潟大学農学部に業務委託のほか、個別の専門家に依頼出張にて調査を実施。 ■実施調査項目 ・植生調査 ・昆虫相調査 ・鳥類相調査 ・哺乳類相調査 ・地形調査
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	・これまでの只見町の調査（町史編さんなど）では明らかにされてこなかった自然の実態が明らかになりつつあります。
今後の課題と取組	・次年度で調査期間の最終年のため、これまでの調査結果をとりまとめつつ、未実施の調査あるいはデータが不足している調査についても随時実施していきます。



調査範囲は林班界を基準とし、レク森に指定されている範囲を中心に、地すべりの影響がある箇所、隣接する湿原、湖沼を含む範囲とする（下図の赤線枠内）。



会津森林計画図より

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑧

事業名	只見町公認自然ガイド育成事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見町は、只見の自然環境や野生生物を案内、解説する町の公認ガイドの育成に努めてきましたが、引き続き現在の公認ガイドの資質向上のためのフォローアップ研修を実施。
実施期間	令和元年6月16日、17日（実施済み）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、公認ガイドは21名。 ・ 太平洋側のブナ林について理解を深めるため、茨城県の筑波山周辺で研修を実施。 ・ 只見町の代表的な自然植生は日本海側（多雪地帯）ブナ林で、これら解説するうえでも対極の太平洋側（少雪地帯）ブナ林を理解する必要があった。 ・ 研修は、9月7～8日（1泊2日）の日程で行われ、8名のガイドが参加しました。 ・ 現地案内人として、鈴木和次郎氏（只見ユネスコエコパーク支援委員会委員）、須崎智應氏（関東森林管理局森林技術センター）、池田伸氏（元関東森林管理局森林技術センター）に依頼。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太平洋側のブナを実際に観察したガイドは少なく、太平洋側ブナ林について理解が深まった有意義な研修となった。
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度は既存ガイドの資格更新および新規登録希望者の講習会を開催予定。。



研修の様子

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町◎

事業名	「ただみ豪雪林業体験・観察の森」整備事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコエコパーク（ユネスコMAB計画における生物圏保存地域）登録地として、その理念・目的である「人間社会と自然環境の共生」に資するため、持続可能な森林管理・林業経営の実現を図る必要があります。そこで豪雪地帯に適応した森林管理技術の開発とその普及、体験を図るため「ただみ豪雪林業体験・観察の森」（体験の森）を指定し、モデルとなる事業を実施します。
実施期間	令和元年度内
実施内容	【これまでの経過】 (ア) 平成28年度、黒谷区にあるスギ人工林（個人所有）約2haに体験の森を設定。 (イ) 平成29年度に除間伐を実施（只見町森林組合に業務委託）。その際、下層植生の保全のため雪上での伐採実施。 (ウ) 平成30年度、積雪下に残った幹を伐採（只見町森林組合委託）、手動薪割機の購入、(株)野村総合研究所グループ社員（約40名）、町民ボランティアと林内に残された除間伐材の搬出と薪割体験による森林整備を実施。 【令和元年度】 ・ 6月29日、有志による国有林職員9名と作業道整備、国有林職員に対してユネスコエコパークの解説セミナーを実施 ・ 10月4日、(株)野村総合研究所グループ社員（32名）と林内に残された除間伐材の搬出と薪割体験による森林整備を実施。ユネスコエコパークの解説セミナーを実施。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	・ “体験の森”を通じた町外者との交流が行われました。
今後の課題と取組	・ 野村総合研究所グループは次年度もボランティアで交流を継続予定。



野村総合研究所グループ社員との森林整備ボランティア（10月4日）

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑩

事業名	只見こども藝術計画
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを〇で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見町内の子供たちを対象として、只見町の自然や文化に触れ合い、それらを通じた芸術活動（ワークショップ形式）の機会を設けることで、只見町の子どもたちが地域に学び、そして、彼らの未来や才能を拓くことにつながることを目指す活動です。
実施期間	令和元年度内
実施内容	<p>■プロジェクト：ブナの森の道具屋さん</p> <ul style="list-style-type: none"> 只見の子どもたちに只見のブナの森に訪れてもらい、森に潜んでいる生き物たちの暮らしを想像し、その生き物たちが使うかもしれない道具を子どもたちに創作してもらいます。自然の恵みを生かして暮らしてきた只見ならではのワークショップです。 朝日小学校放課後教室の子どもたち（小学1-2年生）を対象に実施 講師にアーティストの岩田とも子氏、県立博物館の小林めぐみ氏 只見町ブナセンター、朝日振興センターの共催事業 <p>■1回目：10月7日（月） 下福井観察の森（ブナ林）散策 ■2回目：10月17日（木） 創作活動（於 朝日振興センター） ■3回目：11月28日（木） 創作活動（於 朝日振興センター） ■4回目：12月16日（月） 展示作業（於 ただみ・ブナと川のミュージアム） ■5回目：3月1日（日） 朝日いいものあつめちゃった市での展示</p>
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	・こどもたちは只見町の自然（ブナ林など）に触れることができ、さらに、またプロのアーティストの方の指導のもと芸術活動を行うことができた。
今後の課題と取組	・全地区での事業の実施



只見町①

事業名	「自然首都・只見」伝承産品ブランド化事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展
事業目的	BRの目的でもある持続可能な資源の利活用による地域振興を推進する。自然との暮らしの中で育まれた地域固有の伝統的な生活・文化は只見町だけの貴重な財産である。これらを失わせることなく、地域経済に生かすことを目的とする。町内の天然資源や伝統技術を使用した産品を「自然首都・只見」伝承産品としてブランド化し、産品を通じた只見町の生活文化に関する情報の発信、産業発展および地域経済への貢献を図る。
実施期間	令和元年度内
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ “「自然首都・只見」伝承産品認証制度の実施要綱”に基づき、町内の資源を用いている、伝統的な技術を使った産品について、申請内容が認証基準に合致したものを「自然首都・只見」伝承産品として認証する。 ・ 只見ユネスコエコパーク活動支援補助金交付要綱により伝承産品の技術の伝承、品質の向上、PR、商品開発を行うものに対し助成を行う。 ・ また、「自然首都・只見」伝承産品は町内の関係施設で販売を行うとともに、PRパンフレットの作成および配布を行いPRとブランドの定着を図る。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化の継承、発展 ・ 地域資源の活用 ・ 地域資源の活用および伝統文化に関する情報発信 ・ 地域経済に対する寄与 ・ 伝承産品の認証…3件 ※2月25日現在(32件) 赤石のアクセサリー、 布沢の森のはちみつ2種(オオバボダイジュ、オオウラジロノキと春に咲く木の花) ※年度内に1件追加で認証予定「只見の手毯」
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝承産品数の増加。(認定品が50品目を目指す。) まだ認証を受けていない、只見独自の技、物、食の掘起こし。認証を促すことで、そうした文化の継承を実施する。 ・ 担い手の育成と確保。 すでに認証を受けている品目でも、技術の継承・伝承の観点から、産品を作る方が増えることは好ましいため、認証を促していく。(例：あめ、はちみつ、編み組細工など)また、只見ユネスコエコパーク活動支援補助金を活用して技術伝承などについても推奨していく。



ブナと生きる
雪と暮らす

「自然首都・只見」
伝承産品

福島県只見町

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑫

事業名	只見ユネスコエコパーク活動支援補助金交付事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展
事業目的	人間と自然との共生を実践するユネスコエコパークのまちづくりを推進するため、只見地域の自然環境、生物多様性の保護・保全とそれらを拠り所とした地域の伝統産業、生活・文化の継承、発展に資する活動等に対して支援する。
実施期間	令和元年度内
実施内容	「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」及び「只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画」の実現に資する活動に取り組む只見町内の個人、生産組合、団体、法人、集落等について、事業費の10/10以内、ただし、3年の期間につき1事業主体あたり30万円を上限とし補助金を交付する。 ■事業種目 ・自然環境、野生動植物の保護・保全事業 ・教育・人材育成事業 ・持続可能な地域社会経済の発展事業 ・「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援事業 ・その他 募集案内 只見町ホームページ http://www.tadami.gr.jp/information/2018/04/002151.html
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	・「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」及び「只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画」の実現への寄与 「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援事業…2件 ※2月25日現在 (はちみつ2種の商品化、只見の手毬商品化)
今後の課題と取組	

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町教育委員会①

事業名	ユネスコスクール推進事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input checked="" type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input checked="" type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコエコパーク関連事業と連携しながら、ユネスコスクールとして只見の自然環境とそれを拠り所にした只見の伝統、生活、文化を理解し、世界平和と文化的な発展に協力する人材育成を目的としています。
実施期間	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日
実施内容	<p>只見小学校 「田子倉湖散策」「八十里を越えて海へ」「ふるさと登山」などを通し、ふるさと只見の自然の美しさを再発見するとともに地球規模の山と海との水の循環の中に自分たちが生きていることを実感できた。樹木や葉の観察や水を使った遊び、水の養分テストなどを通して只見町の自然についての知識を深めた。</p> <p>朝日小学校 「ひと・もの・こと」にふれる郷土学習「只見学」を中核として、地域の方々に講師にしての川遊び体験や只見に生息する生き物さがし、宮城県の小中学生など海辺に住む人々と交流しながら自然災害の恐ろしさや災害復興へ向けての知恵や努力、自然の恵みについて深く学び、町の未来について様々な視点から考えることができた。</p> <p>明和小学校 大倉八木節、小林早乙女、梁取神楽を体験し、伝統芸能の継承に取り組み、郷土への誇りと愛情を育んだほか、3年生以上の総合的な学習の時間において「川の水はどこから、そしてどこへ」「只見の大雪の秘密を探ろう」などの学習をし、水の循環や雪との共存を考えるなど只見の自然を理解しながら、広い視野をもって未来に貢献できる児童の育成に取り組んだ。</p> <p>只見中学校 水から学び持続可能な社会の担い手となる生徒の育成をテーマに、地域合同防災訓練を通じた地域コミュニティの強化、海洋ゴミクリーン作戦や海洋生物の飼育を通して只見と海の関係を考えるプロジェクトに取り組むなどグローバルな視点から只見町を考える活動を実施した。</p> <p>各学校とも特に海洋教育の視点を付加したESDに取り組み、只見町の自然や歴史、文化についての学習を深めた。さらに、その成果を地域や全国サミット等で発信し、持続可能な社会を担う人材の育成に取り組みました。</p>
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	故郷只見を愛し、誇りに思う心が育っていると同時にそれは地球温暖化防止など世界を救うことにつながっているという意識づけになっています。
今後の課題と取組	今後も新たな内容を取り入れながら、只見愛を育む取組を継続発展させていきたい。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町教育委員会②

事業名	伝統芸能保存推進事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見地域には、その歴史的、文化的背景を持って生まれた様々な伝統芸能が存在したが、近代化と過疎化の流れの中で、その多くは失われてきた。その中で、小林の早乙女踊りや梁取の太々神楽は現在も引き継がれているおり、後継者の育成を通じ、確実に次世代に継承する必要がある。また、その他、失われた伝統芸能についても、その復活の可能性を探る必要がある。それら伝統芸能の調査を進めるとともに、後継者の育成を進める。
実施期間	令和元年 12 月 日 ~ 令和2年 3 月 日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) ① 明和小学校 1・2年生 13名 「大倉八木節」の所作を学ぶ 令和元年12月2日 3年生 12名 「小林早乙女踊」について学ぶ 令和元年12月13日 令和2年1月21日 令和2月5日・13日・25日(予定) 4年生 9名 「梁取神楽」について学ぶ 令和元年12月17日 令和2年1月22日 令和2月6日・20日(予定) ※ 令和2年2月28日(金)明和小学校にて芸能発表会を予定。
財源	町一般財源
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) 後継者の育成が確実になされていると考えられる。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 各小学校でも地域の特色を生かした継承活動ができるように検討したい。また、伝統芸能の調査については、今後の課題と考える。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町教育委員会③

事業名	八十里越調査事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	越後と会津を結ぶ重要な幹線道路であった旧八十里越は、貴重な財源である歴史と文化を未来へつなぐ必要がある。新潟県三条市、魚沼市と連携し、八十里越（新道）を国指定文化財として登録する。
実施期間	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) ①八十里越の調査（場所：新道） ・令和元年5月23日 三条市・魚沼市・只見町調整会議 ・令和元年6月19日 三条市・魚沼市・只見町調整会議 ・令和元年10月24日 大麻平 ～ 路肩石積まで 八十里越調査保存整備委員会調査3名・三条市・魚沼市・只見町 ・令和元年7月18日～令和2年2月28日 八十里越測量調査の実施（大麻平から4.05km地点 ～ 1.10kmまで） ・令和元年10月31日～11月9日 八十里越遺構調査の実施 ②八十里越リレー講演会の開催（場所：只見町湯ら里） ・令和元年9月22日 明治27年の新道竣工と県道編入運動 ※ 主催：只見町 共催：三条市・魚沼市・魚沼市教育委員会 ③八十里越調査保存整備委員会の開催（三条市）3月予定 ・八十里越調査保存整備委員・新潟県・三条市・魚沼市・只見町
財源	国庫補助金・町一般財源
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) 成果は、調査及び整備が完了次第活用によって得られる。次年度以降整備及び活用計画を作成に着手することを検討中。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 次年度以降も国庫補助を活用し、国指定文化財を目指し、遺構調査・測量調査を実施予定。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

南会津支署①

事業名	令和元年度カシノナガキクイムシ防除事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見町の民有林を中心に発生しているナラ枯れ被害の拡大を防ぐ。
実施期間	令和1年6月28日 ～ 令和1年11月1日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) ナラ枯れ対策の一環として、山形県森林研究研修センター協力のもと、只見町役場、南会津農林事務所と連携し、国有林内1箇所と民有林内3箇所に、ナラ枯れの原因であるカシノナガキクイムシを誘因・するためのおとり丸太とフェロモン材を設置し、誘因されたカシノナガキクイムシを燻蒸処理により捕殺を行った。
財源	国有林野事業費(国有林内設置分)
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) 国有林内の設置箇所では、11,920 個体/m ³ (2018年は11,120 個体/m ³)実体積17.1m ³ で203,183 個体の誘引数となった。カシノナガキクイムシの誘因・燻蒸できたことにより、ナラの枯死被害軽減に寄与した。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) これまでの取組成果にかかる普及・啓発、有効活用。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

南会津支署②

事業名	令和元年度沼の平定点観測
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展
事業目的	地滑り地である沼の平における地形の変化を毎年観測し、必要に応じ事業計画に反映させる。
実施期間	令和1年6月13日 ～ 令和1年11月22日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) 6月13日に、南会津支署、只見町、福島県の職員と地域住民と一緒に沼の平の現地確認を行い、地滑りの状況等を観測した。11月については、台風19号による災害対応のため、支署職員による定点撮影のみとなった。 なお、年度末には連絡会議において、地域の関係者と今年度の観測結果とこの後の方針について情報共有・意見交換を行う予定。
財源	国有林野事業費ほか
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) 沼の平地域の保全と利用、災害防止について、地域関係者と現状の認識や今後の事業の計画等について共有が図られた。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 活動の継続の実施、大規模な災害が発生した場合に備えた対応の検討

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

南会津支署③

事業名	令和元年度希少野生生物保護管理対策委託事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	希少野生動植物種である猛禽類の生息環境の保全
実施期間	令和1年 5月 日 ~ 令和1年 7月 日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) 猛禽類等の生態や調査に知見を有する団体により、南会津地区の国有林内(令和元年度事業実施予定箇所)における猛禽類を対象とした生息状況の調査を実施し、営巣、繁殖活動が行われていないことを確認の上、各種事業を実行した。
財源	国有林野事業費
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) 生物多様性に配慮した森林整備事業や災害防止事業が実施された。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 継続的な調査実行のための予算確保等。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

南会津地方振興局

事業名	只見ユネスコエコパーク ごみ持ち帰り運動
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見ユネスコエコパークの利用者が広く環境保全について関心と理解を深め、自ら積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高める。
実施期間	令和1年6月9日 ～ 令和1年6月23日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) 6月9日に会津朝日岳にて、6月23日には浅草岳にて、それぞれの山開きに併せて入山者に対し、ゴミ袋を配布し、ごみ持ち帰りを呼びかけた。
財源	
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) 只見ユネスコエコパークの利用者に対し、自然環境保全についての関心を高めることができる。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 今後も引き続き本事業を継続していきたい。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

福島県南会津建設事務所

事業名	【入叶津道路】道路橋りょう整備（再生・復興）
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input checked="" type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	【入叶津道路】八十里越（入叶津道路）は、八里の道が八十里にも思えるほどの難所であったが、昔から越後と会津を結ぶ「生活文化と産業の径」として人や物の往来が盛んであった。しかし現在では県境部分の19.1 kmについて一般車両の通行が出来ない「通行不能区間」となっている。この解消を目標に国道の改築事業を国土交通省・新潟県共同で進めているところである。
実施期間	昭和48年度 ～ 令和5年度(予定)
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。） ・生態系の保全 生態系の保全を図るため、動植物の生息状況の十分な調査把握を行うことにより、回避・最小化を図っています。 ・猛禽との共生を目指した道路整備 工事中も、モニタリングを実地しながら猛禽に配慮した施工を実施しています。 ※生息種の情報については、猛禽類保護法に基づき控えさせていただきます。
財源	
事業によって得られた成果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。） 生態系を守りながら事業を進めていくことにより、与える影響を最小限に抑えられた。
今後の課題と取組	（※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。） 当該地区は全国的にも有数の豪雪地帯であり、事業期間が5月から11月までしか出来ない。その中で、事業区間近傍で猛禽類の栄栄により、しばしば事業を中止せざるを得ない状況があった。しかし、それを無視することはできないため、今後も生態系の保全に努め事業を進めていく。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

福島県南会津建設事務所

事業名	元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展
事業目的	スポーツを通じた地域づくりの支援
実施期間	平成29年度 ～ 令和2年度(予定)
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) 只見町が整備したサンドバレーコートの特設施設を兼ねた親水護岸を県が整備し、地域づくりの支援を行っている。整備に当たっては関係地区と意見交換を行い、整備を進めている。
財源	県費
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) ・只見町の魅力向上 ・地域経済の活性化 ・観光客など交流人口増加 ・定着人口の増加(過疎化の歯止め)
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 事業を実施するに当たり、河川側に親水護岸整備を計画していたが、稀少植物(コヒソヤナギ)への影響を回避するため、河川と反対の陸地(サッカーコート側)へ親水護岸を整備するよう計画変更した。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

株式会社東邦銀行只見支店

事業名	ESGへの取り組み
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展
事業目的	⑥環境へ①ペーパーレス化の取り組み ②廃棄物再資源化～ペットボトルのリサイクル ③プラスチックスマート宣言実施 ④省エネ対策～環境保全 ⑤地域社会支援 ①災害ボランティア派遣
実施期間	令和1年6月28日 ～ 令和1年11月1日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。)
財源	
事業によって 得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。)
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 当行としては、当行⑥⑤③取組み方針に基づき上記事業目的について行動方針。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町観光まちづくり協会

事業名	只見町ガイド組織の設立
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコエコパークの魅力を楽しく、安全に伝える事を目的とする。
実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) 長年の問題であった「只見町におけるガイド組織化」を実現させる。 公認ガイドや、まちなかガイドの垣根を越えて観光資源であるエコパークを町内外にPRし、観光客の誘致につなげる。
財源	町運営補助金等を活用、会員会費
事業によって 得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) 3/18 会員による総会を開催予定
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 現在は「山」と「まちなか」ガイド中心であるが河井継之助の「歴史」を含めた団体を目指す→近い将来でのNPO化を目指す

資料No 2

只見町観光ガイド協会規約 (案) 要検討

(名称)

第1条 この協会は、(只見町観光ガイド協会) (要称〇〇〇〇) という。

(目的)

第2条 この協会は、魅力ある町づくりのために、エネスコエコパークの理念を踏まえたエネスコツアーリズムやグリーンツーリズムの推進及び本町のイメージアップを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) エネスコエコパークの普及啓発に関する事業
- (2) 都市住民との交流に関する事業
- (3) インパウンドにもなろう外国人との交流に関する事業
- (4) 観光ガイド資質向上のための研修に関する事業
- (5) 観光ガイドの人材育成に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 この協会の会員は、協会の趣旨に賛同するもので、観光ガイドとして要請があった場合に対応できるものとする。

- 2 この協会に入会しようとする者は、入会申込書を提出するものとする。
 - 3 この協会を脱退しようとする者は、脱退届を提出するものとする。
- なお、会員が死亡し、または協会が解散した時は脱退したものとみなす。

(役員)

第5条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人
- (4) 事務局長 1人

2 役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、この協会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときに、その職務を行う。
- 3 監事は、会計事務を監査する。
- 4 事務局長は、原簿、会計等の一切の事務を執行する。

(役員任期)

第7条 役員は、任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることできる。

(役員会)

第8条 役員会は、随時行うものとし、会長が召集する。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長が出席する。
- 3 役員会は、総会の議事を事前検討するとともに、諸課題の解決をする。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催するものとし、会長が召集する。

- 2 総会は、会長をもって構成する。
- 3 総会の職務は、出席者の過半数の同意をもって決する。
- 4 総会の議長は、会長が行う。

(会費)

第10条 この協会に入会したものは、年間会費2,000円(仮)を納入しなければならない。

- 2 前項の会費の納入期限は、毎年9月末日までとする。

(事業経費)

第11条 この協会の事業に要する経費は、次の収入をもって弁てる。

- (1) 会費
- (2) 町助成金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他収入

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

JA 会津よつば 只見支店

事業名	
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	環境にやさしい農業の実践
実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) ①持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の実践（エコファーマー） トマト 25 件花 10 件米 1 件が決定され化学肥料や化学農薬を減らした栽培をしています。 ②日本版農業生産工程管理（J-GAP）の実践 トマト 8 件米 6 件が現在決定され、食品の安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理に取り組んでいます。 ③環境にやさしい生産方式の実践 局所施肥、航空防除、機械除草、防草シートの活用、たい肥の利用、等
財源	
事業によって 得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。)
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。)

令和元年度 コネスコエコパークへの取り組みについて

伊北地区非出資漁業協同組合

事業名	水産資源維持管理事業
コネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展
事業目的	コネスコエコパークの町として魚族の保護と多様な活用を図りながら水産業の振興を図る。
実施期間	令和元年4月1日 ～ 令和2年3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) 1) イワナ・ヤマメの放流による魚族生態系の保全 2) ワカサギの増殖事業による魚族生態系の保全 3) カワウ駆除による魚族生態系の保全 4) ブラックバスの駆除による魚族生態系の保全 1)～4)については魚族の生態系保全に不可欠な事業として実践 5) 河川清掃・魚道管理による魚族生存環境の改善・維持
財源	財源の一部補助があるも実施に当たっては100%の補助を希望する
事業によって 得られた成果	(※事業の実施によって、コネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) 上記実施内容について 1)、2) 魚族の保護・保全による個体数の増殖に努めた。 3) 駆除作業の継続により被害を抑制したが捕殺にも限度があり難しかった。 4) 捕獲には困難を伴ったが、地道な作業を継続し、外来魚の増加数を抑制に向けて取り組んでいる。 5) 産卵の為に逆上する魚族の障害物の撤去や「ませば」人口産卵場所の造成による凶化率向上に努めた。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 釣り客の減少、川魚離れ、原発事故の風評被害への対応を図りながら水産資源の活用や観光産業との連携を図っていきたい。組合事業の地域貢献事業として保育園児・小学生を対象としたイワナの放流体験活動も実施したい。 また在来イワナについても町と連携し水産産業振興の大きな柱としていきたい。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

南会津西部非出資漁業協同組合

事業名	放流事業及び放流体験
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展
事業目的	増殖事業及び小学生による放流体験
実施期間	平成31年4月1日 ～ 令和1年9月30日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) 組合只見支部による朝日小学校低学年を対象に黒谷川にイワナの稚魚放流をしてもらい子どもたちに少しでも自然界の仕組みを話しました。
財源	自主財源及び只見町補助金
事業によって 得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) 小学校低学年なので特別詳しく話したものではありませんので、川の中での魚の役割などは余り理解されなかったと思います。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 今年度は、明和小で体験放流をして川の中での魚の役割などを話せばと考えています。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見地区区長連絡会

事業名	只見学の推進・遊歩道整備事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコエコパークの町として只見学を通してふるさとについて学びその良さを再発見し、今後の町づくりに活せるようにすると共に遊歩道の整備を通して地区や町民の健康増進に資するようにする。
実施期間	令和1年4月1日 ～ 令和2年3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) (1)ユネスコエコパークについての学習会 ・12月18日只見地区区長連絡会において、地域創生課の中野さんからユネスコエコパーク推進の状況と今後についての学習会を実施した。 (2)只見学の推進 ・3月中旬に只見区総会時等で取り組む予定です。 (3)平成29年度から令和3年の5年計画で滝公園から三石公園までの遊歩道を整備し、町民の健康づくりや観光資源になるよう取り組んでいます。
財源	地域創生課予算、教育委員会予算、只見振興センター予算、只見区予算
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) ・自分のふるさとについて誇りを持って語れる町民を目指しての第一歩となった。 ・遊歩道整備も3年目終了し、区民のみならず観光客の利用もみられるようになっていきます。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) ・更に地区における只見学とユネスコエコパークの取組みの範囲を広げていきたい。 ・遊歩道の整備が予定通り進むよう予算確保をお願いしたい。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

明和地区区長連絡協議会

事業名	自然環境と地域資源を生かした集落（地域）活性化事業 （区民の事業を集落として支援）
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	過疎化が進行し高齢化と少子化が進んでいる集落及び只見町において、ブナ林を中心とした里山を活用しながら、地域住民と子供たち（集落内外）そして自然との触れ合いを通じて、地域・集落の活性化を図る。
実施期間	元年7月1日 ～ 2年3月31日
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。） ① 子供たちとの触れ合いや交流人口の拡大等を目的に区民が整備した宿泊施設（農家民泊）の活用と支援。 農家民泊「 ^{しかりや} 菜舎」・・・只見町坂田仮安平地区 ② 農家民泊を拠点とした県が実施する「大学生の力を活用した集落復興支援事業」への応募 令和2年度 ③ 自然環境、生物多様性の保護・保全を目的とした植樹等の支援 桜、花桃等の植樹・・・150本（県道わきの畑等） 水仙・・・・・・・・・・5500本（田の法面、畑等）
財源	県の地域創生総合支援事業、町の地域づくり交付金
事業によって 得られた成果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。） 植樹の取り組みは昨年度と今年度実施し、①の目標には一定の効果があったが、農家民泊の活用、支援等による地域活性化はこれからの課題。
今後の課題と取組	（※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。）

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見婦人会

事業名	自然環境次世代継承事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコエコパークの町として自然豊かな自然環境を婦人会の組織的な活動を通して、また個々の会員の日々の生活の中で守り、次世代に継承できるようにしていく。
実施期間	令和1年4月1日 ～ 令和2年3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) 1 地球温暖化防止・環境保全運動の推進 ・フラワーラインへの取り組み イワシバの保護と活用でしめ飾り作成 2 環境に負荷の少ないライフスタイルの足もとから実践 (省エネ もったいない運動 3R運動) ・エコバック作成と日常的な活用 3 再生可能なエネルギーの推進 ・ゴミの分別と減量への取り組み
財源	自主財源
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) ・組織としての継続的な取り組みにより、会員の自然環境の保護保全への関心も醸成されてきている。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) ・会員も年々入れ替わるので自然環境への意識の継続、深化のために研修の場を取り入れていきたい。 ・もったいない運動の一環として「食品ロス」の課題にも取り組んでいきたい。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

朝日婦人会

事業名	資源再利用事業
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	少ない資源を有効活用していきたい
実施期間	令和1年5月1日 ～ 令和2年3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) (1) リサイクル運動の呼びかけ ・定期総会 朝日いいもの集めちゃった市 (2) マイバック使用推進 ・定期総会
財源	
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) (1),(2)ともかなり意識化、実戦化されている。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 日常生活の中での意識化が必要なので、今後も継続し定着させていきたい。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

明和婦人会

事業名	環境保全・伝統継承
ユネスコエコパークの目標	※いずれかを○で選択してください <input checked="" type="checkbox"/> ①自然環境、生物多様性の保護・保全 <input type="checkbox"/> ②学術調査研究、人材育成 <input checked="" type="checkbox"/> ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	① 環境づくり、景観づくりをしていく。 ② 地区の伝統的な食文化を継承していく。
実施期間	令和1年4月1日 ～ 令和2年3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) 1. フラワーライン作戦 会員全員に呼びかけ、国道、梁取バイパス、大倉宮下、県道二軒在家公民館前道路の花植え(6月21日実施) 2. 明和公民館まつり 食堂(そばやき餅、そば)の協力 伝統料理の継承
財源	県予算 明和振興センター予算
事業によって得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) 1. 町の景観づくりになっている 2. 青年団を婦人会で応援することによって、食堂の運営が成り立ち地区の方の喜びとなっている。
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) ・ 婦人会員が減少することにより、現在の事業を継続できない状況もでてきている。 ・ 次年度マイバック運動。各家庭のゴミの減量化に努める。

令和元年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

日本 MAB 計画支援委員会

事業名	横浜国大 Next Urban Lab “MAB”
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	BR を対象とした卒業研究等を進め、あわせて BR 活動に学生が触れる機会をえる。
実施期間	令和1年4月1日 ~ 令和2年3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載してください。) 修論「ブナの開葉日はなぜ異なる。ブナ林内、個体内の葉群高および光環境との関係」を行わせて頂いた。たいへんありがとうございました。
財源	只見研究助成、大学予算(ウェブサイト)
事業によって 得られた成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果があったと考えていますか。) 研究推進、人材育成(学生)
今後の課題と取組	(※事業を実施する中でどのような課題がありましたか。その課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。) 学生人材確保

日本自然保護協会

事業名	母と子のネイチャースクール in 只見
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展
事業目的	東日本大震災から 8 年が経過した今も、放射線による影響を懸念した生活を余儀なくされている福島県内の母子の皆様を対象に、ユネスコエコパーク只見町で思いきり自然とふれあって楽しむ時間と機会を提供し、「自然を守ること」や「人と自然のつながり」の大切さ・価値への理解を深めてもらう。
実施期間	2019年8月6日(火)～8日(木)
実施内容	公益財団法人日本自然保護協会は、福島県内のお母様とお子様 40 名を対象に、2019 年 8 月 6 日から 8 日までの 2 泊 3 日、福島県只見町にある森の分校ふざわを拠点として、ブナの森での自然観察や川遊び、星空観察会、只見町の食材を活用したクッキング教室、自然の恵みを活用したワークショップなどを実施しました。自然観察会には只見町の自然観察指導員の皆様にもご協力をいただき、また星空観察会には只見町の親子の皆様にもお越しいただきました。
財源	株式会社日清製粉グループ本社からの協賛金
事業によって 得られた成果	参加した母子の皆様には 2 泊 3 日のプログラムを通して、ユネスコエコパーク只見町のことを学び、豊かな自然の恵みを活かして共存しているその自然と人とのつながりを体感してもらいました。参加するまでは只見町のことをよく知らないかたも多かったのですが、参加することで只見町の魅力に気づき、「お友達にも教えてあげたい!」「今度は冬に来ます!」などのコメントもいただきました。 また、参加したお子様のひとりが夏休みの宿題でネイチャースクールについて詩づくり、その詩がお住まいである矢吹町の詩の大会で優秀な賞を受賞し、表彰式で詩を朗読するなど、ユネスコエコパークの認知度のアップには大きな成果があったと考えております。(※詩は別途添付させていただきます。)
今後の課題と取組	2020 年も只見町での母と子のネイチャースクール開催を予定しています。引き続き只見町との連携を深め、只見町の自然の恵みを活かした様々なプログラムを通して、ユネスコエコパークの魅力ネイチャースクール参加者に伝えていきたいです。また、只見町の皆様にも母と子のネイチャースクールを知っていただき、只見町魅力をより一層参加者に伝えていきたいです。

「川あそび」

中畑小学校 二年 福田 圭紳

はじめての只見

ブナの森で

太い木にしがみついた

三人がかりやっと手をつなげた

森のあんない人先生は

「三百才の木だな。」

と、言った

山からながれる川に

とびこんだ

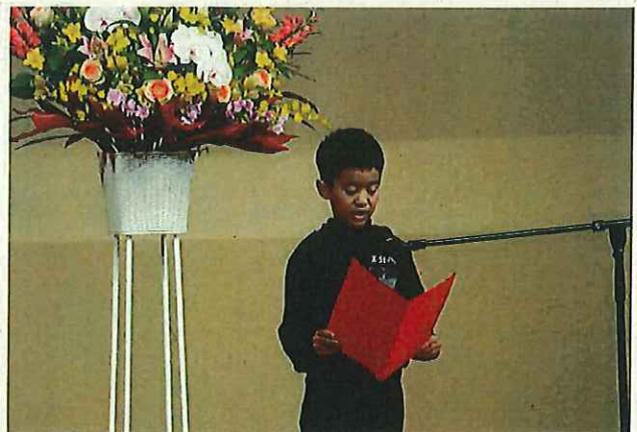
雪どけ水がつめたくて

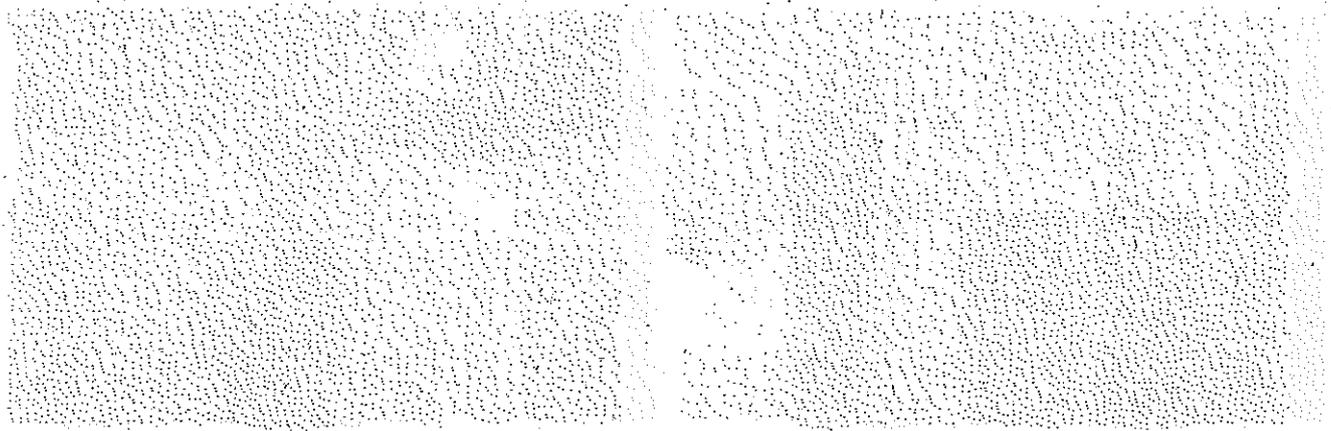
ちようどよかった

たきつぼは

ふかくてまっくら

かみの毛までしずんだ





只見ユネスコエコパーク支援委員会委員の再任候補者名簿

	所属・役職	氏名（敬称略）	専門
1	新潟大学 佐渡自然共生科学センター センター長 / 教授	崎尾 均	森林管理学
2	横浜国立大学 大学院環境情報研究院 自然環境と情報部門 環境生態学分野 教授	酒井 暁子	樹木生態学
3	公益財団法人 日本自然保護協会 生物多様性保全部 主任	朱宮 丈晴	環境保全学
4	福島の食文化研究者・管理栄養士	平出 美穂子	食文化
5	特定非営利活動法人福島県有機農業ネットワーク 事務局長 日本有機農業学会 理事	長谷川 浩	有機農業
6	新潟大学 農学部 助教	伊藤 亮司	農業経済
7	福島県立博物館 学芸課 専門学芸員	小林 めぐみ	美術
8	山形県森林研究研修センター 研究主幹	齊藤 正一	森林保護
9	福島県農業総合センター浜地域研究所 専門研究員	三田村 敏正	応用昆虫学
10	元只見町ブナセンター館長、元只見町ブナセンター長、前只見ユ ネスコエコパーク推進専門監	鈴木 和次郎	森林管理

協議事項について

所 属： 伊北地区非出資漁業協同組合

職氏名： 代表理事組合長 目黒 芳雄

報告事項名	魚族（在来魚）保護と生態系保全の為に外来魚（ブラックバス）駆除
内容	<p>田子倉湖に放る外来魚の個性型は40～50cmを超える大型魚があり、群生をなして移動しているものも発見されている。その駆除対策として、人口産卵床設置により産卵した卵の死滅作業による繁殖抑制、刺網による捕獲、水中銃、釣りによる捕獲を実行しているが、その数は限りがあるのが現状。</p> <p>しかしながら、事業継続によりその個体数は減少傾向にあるが絶滅には至らない。事業継続の為に経費負担に圧迫されているのが現状。</p> <p>事業による魚族生態系保全に係る経費補助をお願いしたい。</p>

協議事項について

所 属： 明和地区区長連絡協議会

職氏名： 会長 飯塚 勇

協議事項名	日本有数のブナ林を活用した継続的な「うたごえ」活動と、集落・地域の活性化を目指す取り組みを通じて、只見の自然を内外に広く発信する取り組み
内容	<p>数年前、ネットで日本のブナ林を検索したら、一番が秋田と青森にまたがる白神山地、二番が岐阜と富山などにまたがる白山国立公園、そして三番目に只見町周辺に広大なブナ林が存在するとの結果でした。嬉しいことでした。</p> <p>私は平成23年から28年まで廃校を活用した宿泊施設「森林の分校・ふざわ」のスタッフとして宿直やブナ林の案内などを行ってきました。当時は一に写真を撮りに来る方、次に釣り客が多かったように思います。その写真の方と話したとき、「白神山地には何回も行ったけど奥までいかないとブナなんか見られない。だけど、只見はどこからでもブナがみられる。こんなところは無いよ」と話されました。こうしたブナ林と只見の大自然を多くの方に知ってもらうにはどうすればと考えていました。</p> <p>只見高校を卒業して定年まで関東地方で働き、相模原市に30年住んでいました。その時の知り合いにウクレレをやっている人がいて同時に歌声の指導もしています。自分も歌声が好きなことから、只見で行うことができないだろうか相談したところ快く引き受けてくれました。また、集落の歌好きにも相談したらぜひ実現しようということになりました。</p> <p>想いは、新緑の癒しの森や紅葉の恵みの森での「うたごえ」です。また、継続的に、例えば、季の郷・湯ら里の前の芝生広場、田子倉ダム湖畔の駐車場、イワナの里など大自然の中でみんなで懐かしのあの歌この歌などを歌いながら、地域の活性化と地域の輪をつなげながら、合わせて只見の大自然を内外に発信することができたらと思います。</p> <p>令和2年度は試験的に「森林の分校・ふざわ」の1階ホールで行いたいと思います。(チラシ参照)</p>

懐かしのあの歌この歌、夢の歌……
歌でつながる心と心、歌声でつながる地域の輪!!

みんなで歌おう

in ^{もり} 森林の分校

2020年

6月14日  10:00▶12:30



第1部 ニッシモンズ ウクレレコンサート

ニッシモンズは相模原市を中心に活動しているウクレレバンドです。ハワイアンミュージックを中心に楽しいステージをお届けします。

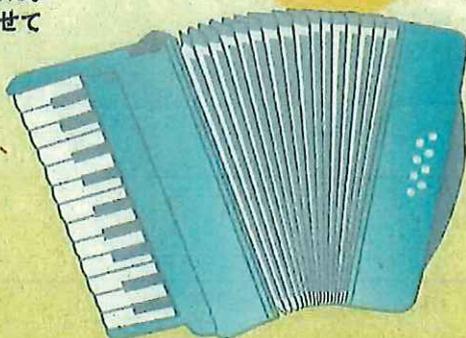
第2部 みんなで歌おう

歌のリードは、ニッシモンズのリーダー藤澤賢二さん。藤澤さんが演奏するアコーディオンの伴奏にあわせて楽しく歌いましょう。

歌は世につれ、世は歌につれ、歌は時代の走馬灯。遠き昭和のあの歌この歌。歌謡曲からフォークソング、そしてロシア民謡まで。いっしょに歌いましょう。

参加無料

どなたでも参加できます



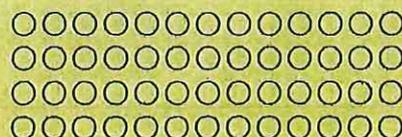
会場 **もり 森林の分校ふざわ**

只見町布沢字大久保544 TEL0241-71-9511

主催 **坂田うたごえ愛好会**

後援

連絡先 飯塚 勇 (只見町坂田 090-1438-1145)
目黒吉久 (只見町坂田 080-6047-0832)



大規模な環境改変をともなう開発行為、公共事業に関する BR としての取り組みの提案

鈴木和次郎（日本 MAB 計画支援委員会）

国内の BR（ユネスコエコパーク）登録地において、環境改変を伴う開発行為、公共事業等が問題となっています。BR は登録時の要件として、保護区（核心地域＋緩衝地域）については、自然環境＋生物多様性の保護・保全のための保護担保処置（法令制度など）が求められていますが、自然環境との協調と共生を実現するためには、移行地域（一般地域）においても、保護区に準じた取り扱い・配慮が求められるものです。

現在、国内 BR 登録地においても、大規模開発・公共事業が計画・実施（例えば、南アルプス BR でもリニア新幹線の工事残土処理、地下水問題、綾 BR のメガソーラ事業、屋久島・口永良部 BR の森林伐採問題など）されており、事業の遂行に当たっては、自然環境や野生生物への配慮が強く求められています。

只見 BR においても、国道 289 号八十里越道路の工事が進められ、また、河川改修やダム浚渫土砂の処理場など、類似の問題を抱えており、BR の理念と目的（自然と人間活動の調和と共生）を実現するためにも、こうした問題に適切に対処することが、事業者のみならず、只見ユネスコエコパーク推進協議会とその構成員には求められているものと考えます。幸い只見 BR の多くを占める只見町においては、町内全域を対象とする「只見町の野生動植物を保護する条例」（別資料参照）が制定されており、条例とそれに定められた制度は問題解決の有効な手段として活用可能と思われます。只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員がこの条例を尊重し、誠実に実施することを確認していただきたいと思います。ここでも自然環境・生物多様性と人間活動の対立ではなく、調和・共生を図るための協働を強く求めたいと思います。

○只見町の野生動植物を保護する条例

平成 28 年 6 月 24 日条例第 22 号

只見町の野生動植物を保護する条例

(前文)

只見町（以下「町」という。）は、豊かな自然環境を有し、それを拠り所とする多種多様な野生動植物が生育・生息しています。私たち町民はこのような野生動植物を含めた生態系、自然環境の存在によって日々の生活が支えられています。そうした意味で自然環境や野生動植物は地域住民の共有財産あるいは資源であり、保護・保全に取り組むべき対象となります。

更に、地域のこうした自然環境や野生動植物を保護・保全することは、持続可能な天然資源の利活用を通じた地域社会の発展につながることから、この地域社会にとって極めて重要な課題といえます。

ここに私たちは、町、町民、事業者及び来町者が一体となり、町の豊かな自然環境とその重要な構成要素である野生動植物とその生育、生息場所の保護・保全を図り、地域の持続可能な発展を目指すことを決意し、この条例を定めるものとします。

(目的)

第 1 条 この条例は、町、町民、事業者及び来町者が町内に生息する野生動植物の保護・保全を図ることをもって、自然環境、生物多様性の保護・保全と天然資源の持続可能な利活用を通じて地域の持続可能な発展を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この条例において「野生動植物」とは、自然環境の下で、生育、生息する野生の動植物をいう。近年、栽培、飼育する目的で導入され、野生化した動植物は除く。
- (2) この条例において「絶滅危惧種」とは、国及び県が公表するレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に記載されている野生動植物をいう。
- (3) この条例において「町指定貴重野生動植物」とは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の国内希少野生動植物種（以下「国内希少野生動植物種」という。）、法第 5 条第 1 項の緊急指定種及び福島県野生動植物の保護に関する条例（平成 16 年福島県条例第 23 号。以下「県条例」という。）第 2 条第 2 項の特定希少野生動植物（以下「県特定希少野生動植物」という。）を除く野生動植物のうち、第 6 条第 1 項の規定により町長が指定するものをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策を策定するよう努めるとともに、これを実施しなければならない。

2 町は、野生動植物の保護・保全に積極的に取り組むとともに、町が行う各種事業において、最大限、野生動植物及びその生息・生育場所の保護・保全に努めなければならない。

3 町は、町内に生育、生息する野生動植物の保護・保全の重要性を町民、事業者及び来町者に理解が深まるよう、啓発に努めるものとする。

(町民、事業者及び来町者の責務)

第4条 町民、事業者及び来町者は、町内に生息、生育する野生動植物の存在価値を理解し、その保護・保全に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

(絶滅危惧種の取扱い)

第5条 町民、事業者及び来町者は、絶滅危惧種の個体及び個体群、そして、その生育地、生息場所の保護・保全を図るため、捕獲、採取、殺傷、損傷(以下「捕獲等」という。)及び悪影響を与える活動を控えるように努める。

(町指定貴重野生動植物の指定及び取扱い)

第6条 町長は、町が保護・保全を必要と認める町内に生息、生育する動植物について、学識経験者及び町民の意見を聴き、町指定貴重野生動植物を指定できる。

2 町長は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

3 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

4 町民、事業者及び来町者は、町指定貴重野生動植物の個体及び個体群、そして、その生育地、生息場所の保護・保全を図るため、捕獲等及び悪影響を与える活動を控えるように努める。

(大量捕獲等行為の禁止)

第7条 町内で次に掲げる場合を除き、野生動植物に対して大量に捕獲等をする行為は禁止する。

(1) 町民が慣行的に捕獲等をする場合

(2) 農林漁業に大きな被害を及ぼし、又は及ぼすことが確実である場合に、その被害を防止するために捕獲等をする場合

(3) 前各号に掲げる場合を除くほか、公益上の事由により町長が特に必要と認めた場合

2 前項第3号による捕獲等をする者は、規則で定めるところにより事前に町長の許可を受けなければならない。

(保護・保全措置)

第8条 町は野生動植物の不法な捕獲等に際しては、当該行為者に対し警告するとともに、監督機関に通報しなければならない。

2 町は、町内の貴重な野生動植物(絶滅危惧種及び町指定貴重野生動植物)の捕獲等について、町民の慣行的な捕獲等を除き、当該行為者に対しその中止を勧告することができる。

3 町民、事業者及び来町者は、町の行う野生動植物の保護、保全措置に対し、積極的に協力することに努める。

(只見町野生動植物保護監視員)

第9条 町は、野生動植物の保護・保全を図るため、只見町野生動植物保護監視員(以下「保護監視員」という。)を置くことができる。

2 保護監視員は次の各号に掲げるものに委嘱することができる。

(1) 只見町公認自然ガイド

(2) 町長が特に必要と認めたもの

3 保護監視員は、町内の野生動植物の保護・保全のために、町と協力し、巡視、指導、助言を行うことができる。

(野生動植物保護基本指針の策定)

第10条 町長は、町民との協力のもとに野生動植物保護のための基本的かつ総合的な方針(以下、「野生動植物保護基本方針」という。)を定めるものとする。

(野生動植物保護基準の策定)

第11条 町長は、野生動植物保護に関する基準(以下「野生動植物保護基準」という。)を定めるものとする。

2 野生動植物保護基準には、次の各号に掲げるうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 野生動植物の捕獲等に関する事項
- (2) 野生動植物の生息地、生息場所に関する事項
- (3) 町指定貴重野生動植物の指定に関する事項
- (4) その他、町長が必要と認めた事項

(野生動植物保護基準の遵守)

第12条 町内に生育、生息する野生動植物を採取、捕獲し、利用する場合、あるいは貴重な野生動植物の生育、生息場所付近において、産業活動や開発行為を行う場合は、野生動植物保護基準に適合させるよう努めなければならない。

(援助等)

第13条 町長は、野生動植物保護のために必要な行為をしようとする者のうち必要と認められた者に対して技術援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を予算の範囲で助成することができる。

(雑則)

第14条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

(罰則)

第15条 第七条第一項の規定に違反した者は一万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年度 只見 BR ロゴマークの申請状況について

No.	承認 番号	使用内容	申請者
1	31	雪まつりポスター、チラシ	只見町役場観光商工課
2	32	只見ユネスコエコパーク展のポスター、チラシへの使用	只見町役場地域創生課
3	33	令和元年度「自然首都・只見」学術調査研究成果発表会チラシへの使用	只見町役場地域創生課
4	34	ユネスコエコパーク特別セミナーのチラシへの使用	只見町役場地域創生課

